

令和3年第2回竜王町議会定例会（第3号）

令和3年6月18日

午前9時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第3日）

日程第 1 一般質問

一 般 質 問

- 1 地域コミュニティの活性化について……………鎌田勝治議員
- 2 竜王町職員定数等について……………貴多正幸議員
- 3 新型コロナワクチン接種に係る対応について……………磯部俊男議員
- 4 鏡山頂上付近の景観整備を……………中村匡希議員
- 5 町総合運動公園の体系的な利用区分・料金整備を……………中村匡希議員
- 6 AEDの活用推進は……………大前セツ子議員
- 7 名神高速道路沿い田中地先の惣四郎川について……………福田優三議員
- 8 通学路の設定と点検および課題について……………澤田満夫議員
- 9 滋賀竜王工業団地北側の保安林活用に係る検討の進捗について……………澤田満夫議員
- 10 公共施設等のマネジメントの取組について……………森島芳男議員
- 11 薬師小口間の歩道整備について……………尾川幸左衛門議員
- 12 耐震計画について……………尾川幸左衛門議員
- 13 竜王町コンパクトシティ化構想について……………橘せつ子議員
- 14 新型コロナウイルス感染症拡大に対する対策について……………橘せつ子議員
- 15 コロナ禍での女性支援対策として生理用品の無償提供を……………橘せつ子議員
- 16 防災対策の指定避難場所のあり方について……………橘せつ子議員
- 17 新たな定住のための住まい補助金について……………岡山富男議員

2 会議に出席した議員（12名）

1番	森島芳男	2番	中村匡希
3番	福田優三	4番	鎌田勝治
5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
7番	大前セツ子	8番	澤田満夫
9番	磯部俊男	10番	貴多正幸
11番	岡山富男	12番	小西久次

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田 秀治	教育委員会教育長	甲津 和寿
副町長	杼木 栄司	総務主監	市田 重宏
住民福祉主監兼 発達支援課長	奥 浩市	産業建設主監	井口 清幸
会計管理者	小森久美子	総務課長	間宮 泰樹
未来創造課長	凶司 明德	中心核整備課長	森 徳男
税務課長	中島 孝之	生活安全課長	富田 尚弘
住民課長	寺嶋 要	福祉課長	西村 忠晃
健康推進課長	川嶋 正明	健康推進課長	中原 江理
農業振興課長	中山 孝彦	商工観光課長	岩田 宏之
建設計画課長	市岡 忠司	上下水道課長	森岡 道友
教育次長	知禿 雅仁	教育総務課長	町田 啓司
学校教育課長	山本 照代	生涯学習課長	込山 佳寛

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	西川 良浩	書記	徳田 桃子
--------	-------	----	-------

開議 午前9時00分

○議長（小西久次） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12人です。よって、定足数に達していますので、これより令和3年第2回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 1 一般質問

○議長（小西久次） 日程第1 一般質問を行います。

質問及び答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。

発言通告書が先に提出されておりますので、これに従い質問願います。

それでは、4番、鎌田勝治議員の発言を許します。

4番、鎌田勝治議員。

○4番（鎌田勝治） 令和3年第2回定例会一般質問。本日は1件の質問をさせていただきます。

「地域コミュニティの活性化について」。

令和2年6月時点の竜王町通いの場一覧表によると、おたっしや教室やカフェ、サロンなど、地域主体で取り組んでいる活動は161事業に及び、社協や公共事業を含めると199事業に達し、竜王町地域支え合いしくみづくりモデル事業や竜王町未来へつなぐまちづくり交付金事業など、従来からの町としての人的・経済的支援策は、一定の成果を上げていると評価すべきであると思いますが、その反面、高齢化と人口減少がますます加速する今後を鑑みると、中長期的に取り組まねばならない各地域が抱える課題の可視化とその対応は急務と考えます。

令和元年第4回定例会で今回と同様の質問をした際に、地域コミュニティの維持・活性化を図るためには、「指針づくりが大切で、議論を重ねて地域コミュニティのあり方を見出す。」、また、副町長からは、「様々な仕掛けの前に仕込みも大切」と答弁されました。

以上を踏まえて、次の点について町の見解を伺います。

- 1、各地域の課題を可視化する具体的な方法は。
- 2、可視化された課題を地域住民と共有する具体的な方法は。
- 3、第六次竜王町総合計画には、持続可能な地域コミュニティの推進の取組内

容として、新たな組織とその拠点を検討するとありますが、その具体的な検討内容とそのためにもまずはどんな仕込みを行うのか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（小西久次） 関司未来創造課長。

○未来創造課長（関司明德） 鎌田勝治議員の「地域コミュニティの活性化について」の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、各地域が抱える問題の可視化とその対応は急務であるため、今年度、重点施策プロジェクトとして、「地域自治組織のあり方検討プロジェクト」を立ち上げました。本プロジェクトでは、行政から自治会へ依頼をしている事項や町内に住んでいる職員への自治会活動・地域課題のヒアリング等を通じて、課題及び自治会と行政の関係を把握するとともに、他市町での地域課題への対応状況の視察を行い議論を重ねる中で、本町に適した地域自治組織の基本的な方向性を示す方針（案）を取りまとめることを今年度の目標としています。また、地域課題の解決に当たっては、組織横断的な取組が必須であるため、職員を対象としたまちづくり研修会を来る6月30日に開催し、組織全体の意識醸成も図ることとしています。

以上を踏まえまして、まず1点目の「各地域の課題を可視化する具体的な方法は」の御質問でございますが、各自治会の人口や世帯数の推移等、客観的なデータと昨年度実施した自治会へのアンケート調査や各地域に住んでいる職員への地域課題のヒアリングを基に各地域の課題を整理し、できるだけ分かりやすく可視化したいと考えます。

続いて、2点目の「可視化された課題を地域住民と共有する具体的な方法は」の御質問でございます。

まずは、可視化した地域ごとの課題への対応策を実施する方法を方針（案）としてまとめ、庁内での意思統一を図ってまいります。また、当該方針（案）について、次年度には自治会役員経験者や地域で様々な活動をいただいております方、将来、竜王町の地域自治活動をけん引いただける方等を交えた議論を行い、方針として固めてまいりますとともに、その推進に当たっては、各自治会のこれまでの歴史や経過を踏まえた様々な事情を勘案しながら、役員の皆様とも協議を行う中で、それぞれの自治会に合わせた方法により進めていく必要があると考えています。

続いて、3点目の「第六次竜王町総合計画には、持続可能な地域コミュニティ

の推進の取組内容として、新たな組織とその拠点を検討するとあるが、その具体的な検討内容とそのためにもまずはどんな仕込みを行うのか」の御質問でございます。

本町に適した地域コミュニティのあり方を検討していく中では、現在の自治会で解決可能なものと、将来も含めた地域ニーズに合わせる形で自治会よりも大きな規模の地域コミュニティが担う必要があるものが出てくるものと考えております。このことも含めた方針（案）を議論する中で、将来、地域自治活動をけん引いただける方等も加わっていただき、その方々が新たな自治組織の立ち上げ準備や設立にも関わっていただけることを期待しています。また、この議論の中では、交流・文教ゾーンでの配置を考えております、（仮称）コミュニティセンターの機能や運営等についても議論してまいりたいと考えております。

最後に、今日的、将来的な地域ニーズに合わせて地域コミュニティ組織や活動も進化することが大切でありますことから、竜王町にとってふさわしく、持続できる地域コミュニティが確立できるよう、行政はもとより、自治会や町民にとりましても、このことが喫緊の課題であるとの認識をお持ちいただき、多くの方からの理解や参画も得ながら丁寧に進めてまいりたいと考えますので、議員皆様方の御指導・御協力をお願いし、鎌田議員への御回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 鎌田議員。

**○4番（鎌田勝治）** 今、回答をいただいた中で、「地域自治組織のあり方検討プロジェクト」というものを立ち上げたというお話をいただきまして、この同じような質問を令和元年第4回定例会でしておりますので、約1年たってこういうものが立ち上がったというのは、非常によいことだと思います。

そこで質問させていただきますが、このプロジェクトによって、基本的な方向性を示す方針（案）を、今年度中を目標として作成したいというお話をいただきましたけれども、まずそのメンバーに当たっておられる方がどういう方々なのか、それと、これまで約半年ぐらいたっていると思うんですが、どれぐらいの頻度で会議をされておられるのか、もし可能であれば、その内容についても少しお示しいただければというのが、まず1つでございます。

2つ目が、これは難しい問題だということは重々分かった上で質問させていただきますが、各地域には、やっぱりキーパーソンになる方がおられると思うんです。そのキーパーソンの方は、例えば行政側から見てキーパーソンに当たる方と、地域の中でキーパーソンに当たる方というのが必ずしも一致していないケースが

あろうかと思えます。そうすると、例えば仕込みをするにしても、どういうキーパーソンの方にそういうお話を持っていくのか、あるいは地域をまとめてもらうのか、ここは慎重に動かないといけないというふうに思うんですが、その辺を踏まえた上で、今の行政側として、どのようにそこを考えて、これから進めようとしてされているのか、その2点をお伺いします。

**○議長（小西久次）** 図司未来創造課長。

**○未来創造課長（図司明德）** 鎌田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の、方針（案）の作成に当たって、今回立ち上げましたプロジェクトのメンバー、また、現状の協議内容ということでございます。

実は、昨年度から地域支え合いの活動のモデル事業をさせてもらってありました関係で、年度途中から自治会へのアンケート調査をしたり、また、支え合いに参加いただいた6つの自治会でのヒアリングをしたりとか、今年度立ち上げますプロジェクトに向けた準備については、昨年度から進めてきたところでございます。

そういった中で、メンバー構成といたしましては、地域コミュニティ、また協働という考え方の中で未来創造課、特に政策推進という係が入っておるところでございます。また、自治会を担当しております総務課と一緒に入っておるところでございます。あわせまして、竜王町の特色として、過去から社会教育によって各地域づくりをやっていこうという中で、竜王町には自治会長さんともう一つ、社会教育推進員さん、その両輪で各地域が動いておるという現状がございますので、社会教育という切り口から生涯学習課に入っていていただいて、その3つで基本的にはプロジェクトを構成させていただいております。

その中で、これまでの議論といたしましては、竜王町の自治会の組織立てというのを、もう一度このプロジェクトメンバーで確認をしようということで、今も申しましたとおり、自治会と社会教育という関係、そのようなことも整理をさせてもらってきたところでもございます。あわせまして、来る6月30日には、まちづくり研修ということで職員向けの研修会を開催させていただきますけれども、それに向けた準備、また、これまでの分については、フリートークというところもございますけれども、他の市町での取組状況等を出し合いながら、竜王町にとってどのように進めていこうかというようなことをこれまで議論させてもらってきたところでもございます。

続きまして、地域のキーパーソンということで、行政、また住民から見た視点

によって地域のキーパーソンは違うのではないかというお話もいただきました。議員仰せのとおり、行政側、町の中で大きく活躍をいただいている方もおられます。また、あまり表には出られませんけれども、やっぱり地域の中で信用をいただいております。地域の何かあったときに相談をかけられるという方もおられると思います。やっぱりそれぞれの視点があると思いますし、最終的には大きく地域の関わり方が変わってくる場所にもつながってくると思いますので、そういう意味では、地域全体での御理解をいただく、またそこに一緒に動いていただける、そういう方をキーパーソンとして一緒に関わっていける、そのようなことを進めていく、また、それがなくなかなか進まないということも考えておりますので、そうした方々の方ということにはなかなかありませんけれども、この議論を進める中でできるだけ、今申し上げました両方の視点から関わっていただける方をぜひとも見つけていきたい、また一緒に関わっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 鎌田議員。

**○4番（鎌田勝治）** もう少し具体的に聞けるとよかったです。なかなか難しい質問をしているなというふうに私も自覚しておりますので、それはやむを得ないのかと思っておりますが、今進めていますコンパクトシティ化構想の中心核整備、そのリーディングプロジェクトの交流・文教ゾーンを整備するという計画が、まず、竜王小学校の移転で開校が令和7年の予定です。もともとそのコンパクトシティ化というのは、いわゆる中心核整備に加えて各地域の活性化、これはもう両輪で行くということですから、ここは私も賛成するところなんですけれども、これからいろいろ進めていくに当たって、やっぱりまちづくりというのはすごく時間がかかると思うんです。去年の4回目の定例会のときに同じような質問をさせていただいて、ようやくこういうプロジェクトが立ち上がったということは喜ばしいことではあるんですけども、やっぱりスピード感を持ってやっていこうと思うと、逆にやっていかないと、多分時間がかかってなかなか前に進まないということになると思うんです。

今、いろいろお話を伺っていて、さっきのキーパーソンの話もそうなんですけれども、結局行政側の思惑と地域の思惑の違いというか、そこに温度差があると、うまくいくものもいなくなるというふうに思います。前に副町長が言っておられた仕込みというのは、私もその「仕込み」という言葉に非常に同感したんです



けれども、今お話を伺う限り、その仕込みの部分が本当に仕込んでおられるのかなというのが、少し私には理解できないところがあります。

その辺も踏まえて、これ以上質問しても多分答えは出てこないんでしょうから、これ以上の質問は避けますけれども、本当に竜王町にとってふさわしいまちづくりというか、例えば、東近江とかほかの地域がやっておられるまち協みたいなのは、やっぱり竜王町にはそぐわないんじゃないかというふうに思いますし、竜王町らしい地域活性化をするためのまちづくりというのはどういうものなのか、本当に真剣に考えていただいているとは思いますが、そこにスピード感を加えて、1歩も2歩もどンドン前に進めていただきたいというのが私の本音なんですけれども、またこれは定期的にこういう話を質問のときにさせていただこうと思いますので、執行部として大変でしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもって質問を終わります。

**○議長（小西久次）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** 私のほうからコメントをさせていただきたいと思います。

前回の質問以降、昨年度はそういった調査を進めてきたところでございます。また、今年度は今、担当課長が申し上げましたように、具体の指針を定めるべく町内のプロジェクトということで進めております。議員おっしゃるように、行政のスピード感と地域のスピード感というか、地域がだんだん高齢化をして、そういった部分が継続できないというスピード感のほうが早くなってしまうことになっては大変いけないので、そういった意味では、そこを十分に意識しながら進めていかなければならないかなと思っております。

去年の調査の中でも、やはり集落が抱えているのは、区民の安全安心、伝統行事、さらにはイベント、本当にたくさん抱えられていて、もう少しそれを整理して、地域の中で今後進めていなければならないこと、また、少し小さな集落もございますので、そういったことで行事・イベントは、竜王町全体ということではないですけども、そういった二層構造みたいな形ということも一つ提案をされておったところでございますので、そういったことも含めて、担当課長が申し上げましたようなコミュニティ機能とか、まち協機能というように竜王にふさわしいことも進めなければならぬかなと思っております。

キーパーソンのお話で、これも一般論の話でございますが、やはり従来の同じものが同じ場所で住んでいる者が考えていても、外の意見とかいうことでよく使わ

れることは、よそから入ってきた人とか、少し外から見た感じの「よそ者」、  
「ばか者」ばかじゃないんですけれども、ばかになって地域を盛り上げるような  
人、そして、大変厳しい「若者」、若者の中に恐らく女性も入っておると思うん  
ですけれども、いわゆる「よそ者」、「ばか者」、「若者」、この要素をしっかりと  
地域の中の運営とか、全体のコミュニティ運営の中にも生かしていかないと  
進められないのかなと思っております。

各地域いろいろ頑張ってくださいしております。私は一例だけ申し上げますと、  
やはり西川がいろんな動きをかけておられる。あそこはある意味、私のイメージ  
で西川のばか者はたくさんいはると思うんですけれども、よそ者の方が入ってい  
ろんな意見を言って、それを地域の自治会との信頼感の中でいろんな仕掛けをし  
てはるのかなというのは、まちづくりの発表会を聞いていて感じさせてもらって  
いますので、そういった意味でのキーパーソンというのをしっかり仕込んでいけ  
たらいいのかなというのは、私の感想ではございますが、そんな思いを持ってお  
りますので、しっかりと担当課とともにこのプロジェクト、並びにこの指針が定  
めて実行できますよう頑張っていきたいと思っておりますので、私の思いを述べさせて  
もらいましてコメントとさせていただきます。

○議長（小西久次） 西田町長。

○町長（西田秀治） 鎌田議員の御質問、ありがとうございます。まちづくりとの  
関係に少し最後に触れていただいたので、私からも一言だけ申し上げておきます。

もちろん今多くの課題を抱えておりますけれども、中心核整備ももちろんです  
けれども、それと平行で各地域のコミュニティの維持という、これをしっかりと  
できるような仕組みづくり、また、中心核と各コミュニティとの移動手段の  
提供と、いろんなことを同時に進めようという意味で取り組んでいるところでご  
ざいますけれども、そういう中でやはり課題としては重いけれども、今お話のあ  
ったコミュニティの強化・維持ということについても極めて重要だと思っておりますし、  
時間軸もこれだけ少子高齢化が進んでますので、いつまでもだらだらというわけ  
にはいかないと思っておりますので、今いろんな委員会がありますけれども、ぜひそ  
中で定期的に議員の先生方にチェックをいただいたらいいんじゃないかなとも思  
います。

一方、このコミュニティの問題で大変難しいのが、旧来の集落のコミュニティ  
とそれ以降、各新たな団地ができてきますので団地とコミュニティの問題、また、  
従来のコミュニティの中でも一定以上の規模の集落もあれば、非常に小世帯の集

落もあると、それぞれいろんな課題で違うところもあるんだろうと思いますので、そういう分野でも併せて議論を進めていく必要があるんだろうと思っているところでございます。

いずれにしても、これは重い課題でなかなかそう簡単には動きませんが、御指摘いただいたとおりスピード感を持って進めるという観点からの工夫をしながら、お互いにチェックをしつつ、前に進むように取り組んでいければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

**○議長（小西久次）** 次に、10番、貴多正幸議員の発言を許します。

10番、貴多正幸議員。

**○10番（貴多正幸）** 令和3年第2回定例会一般質問として、「竜王町職員定数等について」お伺いいたします。

竜王町職員定数条例では、職員の定数は154名と定められています。しかしながら、令和3年4月1日現在の職員数は146名で、条例と比較すると8名の減となっています。

そこでまず、条例定数154名の根拠、並びに条例定数との乖離についてどのような考えを持っているのかについて伺います。

次に、平成17年度に策定された竜王町行政改革集中改革プランにより、平成13年度の人件費がピークであった当時の正規職員149名、嘱託職員27名から正規職員134名、嘱託職員25名と減少しています。その後、国・県からの権限移譲等により仕事の量などが増えたこともあり、現在の職員数となっていると考えますが、令和3年4月1日現在の会計年度任用職員数は、町長部局60名、教育委員会部局8名、教育委員会教育機関71名の計139名で正規職員と変わらない数となっています。このことについて執行部の見解を求めるとともに、今後の人員計画について所見をお伺いいたします。

**○議長（小西久次）** 間宮総務課長。

**○総務課長（間宮泰樹）** 貴多正幸議員の「竜王町職員定数等について」の御質問にお答えいたします。

竜王町職員定数条例に規定しております定数154人は、平成7年6月の条例改正の際に定められた人数で、地域医療の充実による医科診療所出張所の開設に伴い、医師、看護師等の定数の増として決定されたもので、その後は、行政需要の変化や新たな法制度等に伴い、154人を職員定数の上限としつつ職員の定員

管理を行ってきたところです。平成18年3月には、総務省が策定した、地方公共団体における行政改革のための新たな指針に基づき、竜王町行政改革集中改革プランを策定し、平成17年度から平成21年度までの期間において、職員定数は154人としつつ、実人数の大幅な削減を行ってきました。実人数でいいますと、平成16年度では149人でありました職員数が平成21年度では129人となり、集中改革プランの目標値である133人から4人減少となり、職員定数の154人からは25人の減少と、最も大きく乖離した状況となりました。その後は、議員仰せのとおり国や県からの権限移譲等により事務事業が増加したことや平成25年度からは、工業団地の整備着手及び療育事業の準備を進め、平成26年度は発達支援課を設置し、令和2年度では、コンパクトシティ化構想による中心核整備を進めるに当たり、行政需要による職員数を徐々に増やし、令和3年4月時点では146人となっています。総務省が発行する全国の類似団体別職員数の状況では、産業構造及び人口規模別で分類し、本町と類似する町村自治体の中では平均的な職員数となっており、現在は定数より8人少ない状況ですが、行政需要を踏まえた職員の増員を計画しているところです。

しかしながら、特に専門職の退職に係る職員採用試験は受験者が少なく、退職による雇用ができていないのが現実ですが、このことから、行政需要からすると職員数は不足していると考えており、職員採用に当たりましては、職員募集の年齢幅を広くして社会人経験者の採用や採用試験の回数を増やして行うなど、職員数の確保に工夫をしております。近年は、若年層の退職者が増えるなど予定していた職員数に満たないことが続いていることから、働き方改革やイクボスの実施により、職員が働きがいを持って働き続けることのできる環境づくりに努めているところでもあります。

会計年度任用職員につきましては、正規職員が政策立案等のコア業務に集中できるように、また、臨時的任用職員の処遇改善を含め、令和2年度からこれまで補助的な業務のみに従事していた臨時的任用職員の職務の範囲を、定型的な事務事業に拡大した会計年度任用職員制度を活用しています。議員仰せのとおり、会計年度任用職員と正規職員の人数が変わらない状態となっておりますが、毎年、各課ヒアリングを実施する中で各所管のニーズを把握し、配置計画を作成し雇用しております。

今後も、行政需要や財政状況等を勘案しつつ、職員定数の範囲内で職員の確保に努めるとともに、会計年度任用職員についても、各年の事務事業量と各課ニー

ズに鑑みながら適正に配置し、行政需要に対応できる体制づくりを行ってまいります。

以上、貴多議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 貴多議員。

**○10番（貴多正幸）** 回答をいただきまして少しほっとしたというか、非常に安心をさせていただいたというふうに考えています。

最後にお答えいただいた中にもあったんですが、各課ニーズに鑑みながら適正に配置し、行政需要に対応できる体制づくりを行っていくというふうにお答えいただいたので安心したんですけども、実は、私がこの質問をしたのは、昨今、コロナワクチンをいつ受けられるのかというようなことが毎日のように、接種率は何%とかというのが報道されているんですけども、私もネットで予約をできて7月5日に受けられることになったんです。僕は家がお寺やさかいにというわけではなく、竜王町が好きなので竜王町に住み続けていきたいなというふうに考えているんですけども、町長がいつも言うてはる10年後のコンパクトシティ化構想とか、30年後のグランドデザイン構想のときに、職員さんがいはらへんかったら、これはどうなんのかなという心配をしたんです。僕がコロナウイルスのワクチンを受けられるのも、職員さんがいてくれはって、上手に国・県との関わりを持ちながら機能しているので僕は予約できて受けられるわけなんで、やっぱりその辺を考えて、30年後も竜王町が竜王町らしくあってほしいなという思いから質問させていただいたわけです。

そこで、何問か再質問をさせていただきたいなというふうに思います。

まず、令和2年度では、コンパクトシティ化構想による中心核整備を進めるに当たり、行政需要により職員数を徐々に増やし、令和3年4月時点では146人となっていますと回答いただいたんですけども、僕の記憶では、令和2年度も恐らく146人やったん違うかなと思うんです。課を増やすということは、どこかの課から職員を取ってくるので、取られたほうは減るわけですよ。そこに、先ほどもおっしゃった会計年度任用職員を充てはるというふうに僕は思うんですけども、回答の中にもあったように、平成7年の条例改正から何回か条例改正されていますが、職員数はいじっておられないんですよ。僕は、やっぱりこういう課をつくるとかときには職員を増やしてもいいんじゃないかなというふうに考えているんです。

近隣市町のことを言うても仕方がないと思うので参考として、滋賀県では、滋

賀県職員定数条例というのを昭和24年8月1日に施行されて、その都度、昭和27年以外、毎年のように条例改正されているんですね。一番近いところであれば、令和2年度から令和3年度にかけての条例改正、この条例改正をされた理由が国土強靱化のための公共工事への対応、児童虐待防止対策やDX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションなどの様々な分野での行政需要が増大している、だから、人員を減らさなアカンけれども、各種行政課題に的確に対応し、重点施策を着実に推進できるように全体で77人の増員をするという条例改正案を、令和3年2月の定例会に提案されたわけです。結果は、皆さんが御存じのとおりやと思います。

これと同じようなことを、毎年町長は行政執行方針で、翌年度にこういうことをしていきます、国の情勢を述べられ、全世界的なことも述べられ、だから、竜王町はこういうことがあって、こういうふうにしていきますということを述べられているわけですね。だから、そこで、例えば課を増やされたときに、こういうことをするから職員が今のままでは足りない、こんだけ増やしますというように提案をされても、僕はいいのかなというふうに思ったのですが、まずその辺についてお考えを伺いたいと思います。

次に、これは令和3年4月現在の資料に基づくわけですが、先ほどの回答の中にもありましたが、会計年度任用職員の数が139名おられて、町長部局は60人なんです、教育委員会部局、特に教育委員会の教育機関における会計年度任用職員は71人で結構おられますので、いろんな町単独事業をなされて会計年度任用職員が多いのは理解できるんですが、なぜここまで多いのかについて教育委員会部局には聞きたいなというふうに思います。

次に、特に専門職の退職に係る職員採用試験は受験者が少なく云々という回答をいただいたんですけども、専門職がお辞めになって、次を採用しようとしても、職員の採用試験の回数を増やしても、要は、年齢幅を広くして社会人経験者の採用をしようとしても、受けられない方が多いんですね。なぜなんですかね。例えば健康推進課における管理栄養士さんは、令和2年度でお辞めになったけれども、令和3年度に新しく入ってこられているんですね。管理栄養士さんというのはたくさんいやはるから、募集しても入ってこられるんですかね。保健師さんとかやと、あまりおられないから入ってこられないんですかね。僕はその、何で試験を受けに来られないかというのが謎なので、もし、何で受けられないのかということ把握されているのならばお答えをいただきたい。

次に、職員の数を考えるに当たって、他市町と比較するならば、竜王町の給料はそんなに低くはないと僕は思っているんです。しかしながら、なかなか職員の数が増えていかない、募集しても試験に来られない、試験に受かっても辞退されるというパターンがあるというふうに聞いているんですが、最後はお給料に関係するんですかね。その辺が分からないので、その辺も踏まえて何か分かっておられるならばお答えいただきたいと思うので、よろしくお願いします。

**○議長（小西久次）** 間宮総務課長。

**○総務課長（間宮泰樹）** 貴多議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点、滋賀県であれば、県の定数条例の中で毎年、事業等に基づいて改定をされているというところでございます。先ほども回答で申し上げましたけれども、竜王町といたしましては、現在では154人を上限とさせていただく中で雇用の計画を進めておるというところでございます。事業等によって歳入歳出等も増えるときもございますけれども、正規職員でございますと、一旦雇用すると任期のない職員ということになってしまいますので、それも含めて対応してまいりたいというようなことが一点ございます。

それと、教育委員会の会計管理につきましては、教育委員会のほうからお答えをいただきたいというふうに思いますが、管理栄養士さんと保健師さんについて、管理栄養士さんが来られて、保健師さんが来られない、なぜ受けられないとかいうお話でございますけれども、保健師さんにつきましては、昨年度も県のほうでは年齢制限をかなり上げて、これは今コロナ禍で、どうしても潜在的な保健師さんを雇用しないと、一般的に募集しても来られないということで年齢制限をかなり上げて、極端に言いますと、59歳までということで募集もされた経緯がございます。

本町におきましても、この3月で1名退職、一昨年には1名退職ということで、今、正規職員の保健師については雇用できていないという状況が続いております。こちらについても募集をかけてはおるところでございますけれども、実際に他市町との受験等の中で、一旦1次試験に合格しても2次試験はお断りをする、2次試験後もお断りをするといったようなことが最近続いておりまして、雇用ができていないというような状況が続いておるというところでございます。

管理栄養士さんについては、今現在、会計年度任用職員という形で雇用させていただいておりますので、ある一定専門的な職務を持った方ということで、これについては随時試験をするとか、あと、選考採用というのを進めております。そうし

た選考採用の中で専門職等からのお話もいただきながら、原課のほうで採用を進めていただいております。そういった方が見つかったと同時に雇用をさせていただいているというような状況でございます。

それと最後の御質問で、先ほどもお答えいたしました。が、試験を受けても断る方が多いと、他市町の状況も比べてというところでございます。それにつきましては、1点は、私の考えているところでは、地域手当の関係があるのかなというふうに思っております。地域手当につきましては、簡潔に申しますと、その地域での生活の差を埋めるための手当ということでございまして、地域の物価、また生計などで、そういった事情を考慮して支給される手当ということで国が定めておるといいますけれども、県内の状況では、10%が一番マックスの自治体がございます。そこから最終2%ということで、近隣では東近江市が3%というところ、近江八幡市、竜王町、野洲市については支給されておらないというところがございます。先ほど申しました保健師の雇用につきましても、お断りされてどちらかに行かれるんですかというようなことをお尋ねしますと、そういった自治体に行かれるというような回答も得ているような状況もございます。

そういった中で、ただ、この地域手当につきましては、総務省のほうも、数年先にしか見直しはしないということをおっしゃっておりますので、ここで竜王町だけが単独でつけてしまうということになってしまいますと、全体的に給与面でのラスパイレス指数、国を100とした場合の指数でございますけれども、令和元年度末では竜王町はラスパイレス指数が97.5ということになってはいますが、それが100を超えてしまいますと、どうしても国・県からの指導が入るといこともございますので、そういったことについては、今後も要望はしっかりと重ねていきたいなというふうには思っております。

また一方では、人事評価制度の中で賞与に反映をしているというところでの実施をさせていただいておりますけれども、今年度ちょっと議論をさせていただく中で、来年度からは昇給・昇格等についてもしっかりと見定めていって、そちらの面での処遇を上げていこうということも検討しておるというところがございます。

いずれにいたしましても、どうしても近隣市町との給与面については差があるということは否めませんが、竜王町の地域的なことをしっかりと訴えさせていただく中で、職員募集のほうに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

再質問のお答えといたします。



**○議長（小西久次）** 知禿教育次長。

**○教育次長（知禿雅仁）** 貴多議員の再質問にお答えさせていただきます。

いわゆる教育委員会のほうで会計年度任用職員が多いのはどういったことかという御質問であるというように思います。

特に教育委員会におきましては、確かに会計年度任用職員が他市町よりも多いというのは事実でございます。

しかしながら、竜王町としては、特に教育につきましては、きめ細かな丁寧な対応をするということが、私ども町としての第一の重点目標にもなっております。その関係で、例えば小学校・中学校におきましては、学習支援員、いじめ対応、図書館司書、少人数学級での支援、そして、スクールサポートスタッフというような人員を細かく配置しておりますし、幼稚園におきましても、支援員の必要な子への加配、そして特別支援に対しての加配というようなもので人員を増やしているところでございます。ほかにも給食センターにつきましても、調理師の正規が少ないということで、各幼・小・中の子どもたちに給食を提供するには、やはり調理員さんの任用制度を使つての職員が必要であることから、多くの調理員を入れているということでもあります。ほかには、学校に対して管理をしていただく中で、用務員についても若干多めに採っているというようなことが現実ありますので、やはり大きくは、教育におけるきめ細かい丁寧な対応の一環で今回、会計年度任用職員が他市町に比べて多いというような要因になっているということでございます。

以上、貴多議員の再質問といたします。

**○議長（小西久次）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** 貴多議員の再質問も含めて、職員を採用する立場と、長年役場におりますので、これまでの経過、集中改革プランも含めて関わっておりますので、せっかくの機会ですので、経過を踏まえてコメントさせていただきたいと思つています。

まず、定数については、課長が申しましたように平成7年で154名ということで、それまで段階的に増やしてきたかなと思うんですけども、その後、今のところ上限ということで、「上限」という表現をさせてもらつて、我々も上限という表現でいいのかなということで今日まで来ております。その点につきましては、県のように都度、都度、改正をするのか、ここはもう少し研究をさせてもらいたいかなと思つております。

平成7年といいますと、竜王町の人口が一番ピークのときでございます。具体には、弓削の雨森先生のところがまだ国保診療所の第二診療所ということで開設した時期ですので、増やした理由はそういうことかと思いますが、そういった意味で行政需要に応じるために、人口というのは大変関係する数字ですので、そのときとしてはマックスの数字やったのかなと思います。

私は、土地改良事業が始まったとき、昭和50年から役場に採用してもらいました。竜王町は土地改良区を持たずに、役場が土地改良事業をするということで事業をしていました。恐らくそのときには15人ほど、その仕事の分を正式採用していると思います。そういう意味で、都度、都度、その時期、時期、施策に応じてどんどん増やしたり減らしたりすることだけれども、一応平成17年をマックスに置きながら、それ以降はどちらかという、事業が終わるので減っていくほうかなということで、定数はそのまま置いておりました。その後、集中改革プランということで、これは、小泉内閣のときの三位一体内閣ということで、地方でできることは地方でせえと、いずれも人口減少が見えてんねんさかいに、組織の規模を小さくするとか、もしくは、合併をしてコストを下げるという流れで人を減らせというのが大きな目標で、恐らく平成17年頃ですけど、約5%ぐらい減らせということがあったので、当時の人員に0.95を掛けて133人ということでさせてもらいました。

ただ、そういう中で団塊世代の退職組も出ますので、その数値には行きましたが、その後、やはり行政需要ということからいいますと、担当課長が申しましたように、工業団地とか、また、療育事業所たっぴー、ああいう施設もうちは抱えてやっておりますけれども、別枠でやるということからいうと、その上限の範囲で進めてきたところでございます。そのことからいうと、154を上限とすると、今、保健師が少し足らんよね、土木が足らんよねということからいうたら、あと二、三名足らんのかな、154は足り苦しくはないかなと。ただ、これからコンパクトシティ化をどんどん進めてくるとなってくると、154でも、貴多議員がおっしゃるように足るのか、足らないのかということは、そういう事態も出てくるかなと思います。

平生、職員管理をする中では、何年か後の事業を見据えて、また、退職組も見据えて採用しているんですけども、そこがもう少し条例とリンクするとか、定員管理計画というのをもう少し確定して、ちょっと勘どころでやっているわけではないですけど、少しシステムチックにやっついていかないと、やっぱり増やせばよ

いというものではないし、人件費もありますし、当然仕事も働きがいを持ちながらやってもらうけど、行政改革もしてやっていかなあきませんので、そういう定員管理計画というものを進めていかなければならないかなと思っております。

こういったことから、一つは、これからの行政需要をどう持ってくるかというのを見据えつつ、その定員管理を正式に条例に反映してくるかということは、ちょっと研究させていただきたいかなと思っております。コンパクトシティ化の仕事なり、コミュニティの仕事をどんどんする中で、ほかの仕事が押さえられるのか、ルーチンなるのか、逆に言うたら、やっぱり数は決めておくけど、会計年度任用職員の方に手伝ってもらって上手に回すということになるのかなと思いますので、今回の質問で過去のことも勉強させてもらいますと、そういうことやったのかなということでございますので、説明というか、せっかく興味深い話ですので、お話をさせてもらって回答させてもらいたいと思います。

ただ、最後の質問で、若い人が転職と、ここはどこの民間企業さんもそういうような状況が今は起きているのかなと思っております。逆に我々が社会人採用をするということは、よそから転職を受けているということですので、裏返したらそういうことになりますので、できる限り選ばれる、また、残ってもらえる職場環境づくりに努めていかなければならないかなと思っております。また御助言のほう、よろしくお願い申し上げたいと思います。

**○議長（小西久次）** 甲津教育委員会教育長。

**○教育委員会教育長（甲津和寿）** 貴多議員の再質問について、私のほうからも少し補足をさせていただきたいと思っております。

先ほど御質問をいただいた教育委員会の、特に教育機関の会計年度任用職員が多いことについて、知禿次長がお答えさせていただいたとおりでございますけれども、基本的に考えておりますのは、やっぱり竜王町は小さな町で5校園という幼・小・中の体系がある中で、一貫した取組ができて安心して子どもを預けていただける、また、一人ひとりに丁寧に対応できるというのが今までの竜王町の伝統でもあったかと思っておりますし、特に公立としては保育園はございませんので、幼稚園でできることを精いっぱいやっていくとなると、やっぱり支援の要るお子さんに丁寧に対応していくための、例えば1・1対応の加配というのが必要になってきます。

そういったことを丁寧に見ている中で、もちろん予算もありますし、限界もありますけれども、できる限りの対応をしていこうということ、そして、ルールも

つくっている中ですが、例えば小学校1年生で30人を超えるような学級があれば、すこやか支援員さんという形で、幼稚園や保育園から来た子どもたちが学校慣れしていくのに、この二、三日前に竜王小学校なんかに行っても、なかなか担任だけでは回り切れない状況の中で、すこやか支援員さんが応援に入ってくれていたり、そこでも足りないときは教務部が入っているというような現状も目の当たりにしているところもございます。そういう中で丁寧に対応してくれている中で、子どもたちが1年生の学年をしっかりと終えていって、2年生からはそういうすこやかさんはありませんので、単独学級で頑張っていってくださるようにということで、人がつけばいいというものではないと思っておりますので、そういう対応で工夫をしておるということでございます。

あと一点、国からの指導もありまして、いわゆる現業職という形の方の採用については、特に具体的に申しますと、給食センターは今、調理員として関わっていただいているのが13名なんですけど、そのうち正規は2名でございます。つまり、11名は会計年度任用職員でパートかフルで動いていただいていると。それから、用務員の方は今9名お願いしているところですが、正規は1名です。つまり、8名は会計年度任用職員でお願いしている。こういうこともございまして、これは国の考えも含めて、現業職の方についてはそういう形で対応していくということもございまして、今、一例を申し上げました給食センターと用務員さんの関係の職員さんでいうと、22名のうち正規は3名という状況で、あとは会計年度任用職員で何とかいろんな形をお願いをして応援をしております。どちらも安全安心の学校、あるいは、安全安心の給食提供ということになりますので、できる限りの人を配置しての対応としていますが、現実はそのような状況もあるということで、そういったことを併せて今のような状況になっているのかというふうに思っておるところでございます。

以上、私のほうからの補足とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 貴多議員。

**○10番（貴多正幸）** しっかりと方針を持った回答をいただいたので、非常にありがたかったなというふうに思っています。

そこで、最後になるわけですが、再々質問させていただきたいなというふうに考えています。

先ほどの再質問の回答で総務課長のほうから、会計年度任用職員については任期がないと、会計年度任用職員は、当該年度における職員さんなんで任期がない

というふうになるわけですがけれども、副町長の回答の中にもあったように、正規職員で何とかやっていきたいねんけれども、そこがちょっと補えないところを会計年度任用職員さんに助けてもらうということだと思っただけですが、僕に言わせると、何か都合がいいというような感じにしか聞こえないんです。どうせなら、人が足らんから人を増やすっていうんじゃなくて、この仕事をするためにはこの人が要するという観点からやと、僕は人を増やしてもいいということです。

先ほどもおっしゃったように予算的なこともあるので、あまりなことは言えないんですけれども、そういった面でいうならば、例えば、令和元年12月11日に総務産業建設常任委員会が行われています。その中には付託案件として、竜王町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例を策定するに当たり、委員会をされたわけです。私は傍聴議員だったんですが、出席をさせていただきまして、そこで聞いたのが、会計年度任用職員の雇用期間はどうなっているのかというような質問をさせていただいたんですが、地方公務員法に、任期は採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定められている、最長として1年間となりますというふうになっているわけです。

次に、そうしたら、会計年度任用職員さんは1年で終わるのかという質問をしたところ、再度の任用を用いてリセットした形で任用することができるように国も示していると、その場合は、会計年度任用職員においては競争試験、または選考による手段に限っているんで、その手段により採用することになるというふうに、別に会計年度任用職員さんですが、次年度も職員として働くことができるという形になっているわけです。

しかしながら、令和2年度は、例えばフルタイムで雇用されていた会計年度任用職員さんが、この令和3年度ではパートタイムになって、それが嫌で辞めはったというふうに僕が聞いている方もおられるんです。だから、そのときにしっかりと話合いができていたのか。僕が思うに、フルタイムで働きたい人もおられれば、パートタイムのほうがいいわという方もおられると思うので、せっかく来ていただいた方を離していくんじゃなくて、やっぱりいてもらうようにするには、しっかりと話合いやと思うんです。だから、そういうことができていたのかどうか、この辺について最後にお伺いいたします。

それと、課長が言わはったように地域手当については、僕も非常に疑問を持っています、竜王町に住んでいて、例えば竜王町の役場で働いていたら、地域手当はつかないですよ。でも、竜王町に住んでいて大津市に行くと、10%つく

わけですよ。どっちがいいかっていったら、大津で働く方がいいと思うんですよ。けど、生活しているのはこの竜王町ですよ。竜王町で大津に勤めているからといって食費代がかかるわけじゃないし、この辺は、課長も言わはったように国に対して、いずれ変わる時期があるならば、僕もそのときに議員をしているならば何ぼでも協力したいと思いますし、そういうところは国に言いに行くべきやと思うので、ぜひともしていただきたいなというふうに思います。

そういったことを踏まえると、なかなか町単独での給料表を使ったりすると、ラスパイレス指数などが上がったりして県の指導とかが入ると思うんですが、例えば給料表、今は6級までですが、7級までにするとか、竜王町独自で何とかできるようなことをして外にPRするのも一つの手やと思うんですが、そういったことはできないのか、最後にお伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（小西久次） 間宮総務課長。

○総務課長（間宮泰樹） 貴多議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

会計年度任用職員さんは、おっしゃっていただいたように、その会計年度内の任用というふうになってしまいますので、どうしても翌年に続いてということであれば新たな任用という形になるものでございます。再度の任用に当たっての話し合いというものがございます。こちらにつきましては、先ほども申し上げましたが、翌年の事務事業量等をヒアリングさせていただく中で、各課のニーズによって所管のほうから、この専門職が要りますよとか、そういうお話をいただいて最終決定をさせていただいているところでございます。

専門職さんにつきましては、どうしても引き続いて来ていただける方が少ないという状況もありますし、そういった中で原課の対応も含めて、再度の任用という形ではございますものの、選考という形で引き続いて雇用をいただいているということでございます。

ただし、一般の事務補助の方でございますとか、専門職についてでもございませけれども、フルタイムという職員を同じ勤務時間ということになりますので、そういった視点で、本当にフルタイムが必要なのかというところの議論もさせていただいております。これについては専門職さんの方でも、一つ例を出しますと、家庭の事情によりましてフルタイムからパートタイムに切り替えたいとおっしゃっている方、実際にこちら側はフルタイムで来ていただきたいんですけども、パートタイムでの雇用しかできないという方も中にはおられますし、また一般事

務についても、職員と同様午前8時半から午後5時15分までという形で本当に雇用しなければならないのかというところは、しっかりと議論をさせていただいて、フルとパートということで分けさせていただいているというところでございます。

竜王町につきましては、この会計年度任用職員が始まります前、嘱託職員さんと臨時的任用職員ということで雇用させていただいておりましたけれども、そのときの率といたしましては、フルが45%、パートが約55%ということで、この会計年度任用職員が始まる前はそういう率の形になってございます。令和2年度からはこの制度が始まりましたので、こういったヒアリングも実施する中で、最終的な雇用としては、フルタイムの率が少し伸びまして58%、パートが42%というような形になってございます。令和3年度の時点におきましては、先ほども言いましたヒアリングを実施する中で、雇用形態も含めて見直しをさせていただき、全体ではフルが48%、パートが52%ということで率が約10%落ちたという経過がございます。

ただ、やはりここで決めさせていただく視点については、何度も申し上げておりますけれども、各所管の事務事業、正規職員の配置、ここら辺から勘案させていただいて、この会計年度任用職員の数、また、フルタイムであるかどうか、パートタイムであるかどうかというのは、各所管としっかり協議をさせていただく中で決定をしていくべきであるというふうに考えておりますので、その点についてよろしくお願ひしたいと思います。

給料表につきましては、県下の市町でも国準拠の給料表を使っておりますけれども、実際に市とかですと、7級、8級制というような制度を引かれております。町村によっては、ほぼ多くの自治体が6級制ということになっております。こちらでも7級制の議論をしてないわけではございませんけれども、今後検討するところではあるかなというふうに思っておりますが、7級制を引くことによって最終的にはラスパイレス指数が上がるというようなところも実際にはございます。ただ、先ほど言った働きがいのある職場というのは、やはり自分の労働に見合った給料が頂けるといことも一つであるというふうには考えておりますので、また今後検討してまいりたいと思います。

以上、再々質問への回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 西田町長。

○町長（西田秀治） 貴多議員には、大変詳細にわたる御質問、また提言をいただ

きましてありがとうございます。この職員人事、人員計画というのは、基本的には人事政策でございますので、私からも少し考えるところを述べたいと思います。

私も、毎年退職者が一定出られますので、それを補充する、また、新たな業務が増えるということから、新規採用を進めていこう、そういう中で必要な人材は確保したい、また、できれば優秀人材を確保したい、採用した人についてはしっかり人材育成して生産性を上げたいと、そういうふうにして今、取り組んでいるところでございます。

そういう中で今回御質問いただいて、私なりに竜王町行政集中改革プランの中身を十分読ませていただきました。それからまた、定数の問題についても再確認をしたところでございまして、先ほど来から説明しているとおり、定数については、平成7年当時の行政需要も含めて類似団体の一定の相関関係の中から職員数を出してきていると、そういうことだと思っています。それ以降、その定員数を超えるような採用等の人員数の増加がなかったので今のまま来ているんだと思いますけれども、それはそれとして、もう一方、大変私なりに強い思いを持ったのが、この集中改革プランということでございまして、これは、皆様方も御記憶にあるかどうか分かりませんが、平成18年から5年間、人員を平成16年比に比べて10%落とすなさいと、また、平成17年度比に比べれば5%減らすと、これは町職員にとって極めて大きな人員削減だったんだと思います。もちろんこの改革プランはその人員だけの問題じゃなくて、仕事の中身を見直すとか、また、外部委託をするとか、いろんなITを使って業務を減らすとか、そんなことも含んで行財政改革と言われている中身でありまして、その一つが職員の人員減でございます。

そういう意味で、この期間に早期の希望退職とか、また、辞められた方の後の補充はしないとかが、かなり厳しいことをやりながら33名を減らすという目標を達成したんだろうと私は思っています、二度とそういうことはしたくないというのが私の思いであります。したがって、もちろん仕事が増えた分は何とか新しい人を入れて、職員に余裕のある仕事をしてもらいたいと思いますが、今の財政需要の中で、行政の長として財政の赤字なんてことになったら、いわゆる職員の削減だって強く求められることだってあり得るわけです。したがって、慎重に仕事に応じて増やしていきたいと、ただ、その前提は、今申し上げたとおり、これだけ世の中がデジタル化とかITとかAIとか言ってる中で、やはりできる業務の見直し削減はしっかりと進めていかなければいけないだろうと考えており



ます。

それからもう一つは、職員の人材育成をしっかりと、1人で今まで1.0だったら、1.1仕事をしてくれるように我々としても努めていかなければいけないだろうと、そういう相乗効果で何とか万が一の行財政改革、総人件費を見たときの指摘を受けないような運営をしていきたいというのが私の基本的な考え方があります。したがって、今、貴多議員がおっしゃった、定数条例を見直して必要なら増やしたらどうだという御提案も、もちろん大変ありがたく、必要なところには増やしていきたいと思いますが、一方でそういうことも考えながら、総人件費という観点での見方をしっかりとしていきたいと考えております。

それから、やはり職員数は、1人採用したら、皆様も御存じのとおり、生涯賃金で1人2億円ぐらいはかかるんですね、もっとかかるかもしれません。だから、相当大きな投資だと私は思いますし、民間ではそういうふうを考えているはずでございます。したがって、優秀人材を採用してどれだけ育てるか、これが大変重要なことだと思います。

そういう意味で我々は人材育成に力を入れて、毎年10人ずつぐらい新しい職員が入っています。それぞれ職員がしっかりと自分自身を鍛えてレベルアップをしてくれるように、我々もそういう制度を進めたいと思うし、また、人事考課制度も含めてしっかりとフォローしていきたいと思うので、ぜひ皆様方も職員にしっかりと勉強せえと、これは重要ですよと、これがやっぱり自分自身のレベルアップにもなるし、また、町行政全体の底上げにもなると、そういうことをしっかりと行っていただきたい。

それともう一つ、会計年度任用職員の話がございましたけれども、これについては、やはり職員数全体を一気に増やせませんので、今154名とはいいながら、154名まで一気に増やしていいのかという議論もありますので、できる限り専門性のある分野、そういう人がいれば、会計年度任用職員として今、我々の行政の仕事を補完してもらいたいと、そういう人材を求めたいというふうに思っています。

それから、会計年度任用職員の制度改定については、皆様方も御存じのとおり、非正規職員の待遇改善という側面もございましたので、そういう意味で今の制度が出来上がっています。竜王町はこの制度をものすごく前向きにしっかりと取り組んでいる市町であります。市町によっては、会計年度任用職員化せずに運営しているところもあります。ただ、竜王町はそれをしっかりとしている。したがって、

専門性の高い分野はしっかりそういう人たちに担っていただき、業務分担をしながら合理的、効率的な人員配置をしながら採用も進めていきたい。決して採用抑制をするつもりはありませんし、ただ、そういうことを考えておかないと、万が一のときの行政責任を我々は持てなくなってしまうので、その御理解をいただきたい。

最後に、先ほどお話のあった地域手当の問題ですが、これについては、もちろん首長会議等でも議論されています。昨今、一番近いところは、今の総務省の武田さんという大臣がちょうど近江八幡市に来たときにも同様の要請もしておりますし、そこに私も出ていましたし、近江八幡市長、野洲市長等も出席し、なぜという疑問は何回もぶつけているところではありますが、今の地域手当のもともとの考え方というのが別にあって、じゃあそれは勝手に我々だけでやろうかという、そんな話でもありませんので、これは引き続き進めていきたいと思うところでございます。

一番頭の痛いというか、重要な政策でありますので、我々としてはしっかりした対応をしていきたいと思いますが、そのあたりも含めて御理解、また御支援をいただけたらありがたいと思います。

以上です。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午前10時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、磯部俊男議員の発言を許します。

9番、磯部俊男議員。

**○9番（磯部俊男）** 令和3年第2回定例会一般質問。9番、磯部俊男。

「新型コロナワクチン接種に係る対応について」質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、3度目の緊急事態宣言が発令されたが、変異株の影響から重症者数は増える傾向にあり、死亡者数も5月末時点で1万3,048人に上ります。町内の感染者数は、5月末時点では22名に留まっているが、全国での感染者数、並びに重症者数の増加傾向の中、早期の新型コロナワクチン接種は最大の感染症対策であります。

本町においても、5月10日よりワクチン接種が開始されましたが、ワクチン

の配分量が限られていることから電話予約が殺到し、混乱が生じた。しかし、現在は、インターネット予約の開始や新たな個別接種対応が進められていることから、予約申込も少しずつ改善されてきている。

国からは、高齢者接種のワクチン量の確保、7月中に接種完了との報道がされているが、予定量のワクチンが確実に配分されるかの不安がある。さらに、変異株感染による重症化等の不安から、未接種者の不安解消には未だ至っていない。

このことから、次の3点について伺います。

1、町内の高齢者向けワクチン接種の対象者は約3,500人であるが、現時点での接種完了者数、並びにワクチン接種申込状況について伺います。

2、ワクチン接種に伴う副反応の状況について。

3、ワクチン接種対応に係る課題、並びにワクチン接種率の向上対策、また、今後の未接種者への働きかけについて伺います。

**○議長（小西久次）** 中原健康推進課長。

**○健康推進課長（中原江理）** 磯部俊男議員の「新型コロナワクチン接種に係る対応について」の御質問にお答えいたします。

磯部議員の1点目の御質問の「現時点での接種完了者数、並びにワクチン接種申込予約状況は」についてですが、クーポンを発送した高齢者は3,531人で、令和3年6月16日時点で、1回目の接種を終えた高齢者は2,408人、接種率は68.2%、2回目接種を終えた高齢者が1,146人、32.4%となっております。6月16日付け滋賀県の発表によりますと、県全体の高齢者の接種率は、1回目が39.08%、2回目が10.83%となっております。

ワクチン接種申込予約状況につきましては、高齢者で電話予約をされた方が1,169人、ネット予約をされた方が1,208人で、医療機関で予約された方が569人、合計2,946人、83.4%の方が予約をされている状況です。また、基礎疾患等のある方の予約状況は、電話予約の方が80人、ネット予約の方が198人で、合計278人となっております。

次に、2点目の御質問ですが、現在のところ、公民館会場では重篤な副反応やアナフィラキシーショックはありません。竜王町では副反応の調査を実施しておりませんので、厚生労働省の健康観察調査の中間報告によりますと、接種部位の痛みは多くの方に見られています。発熱・頭痛・倦怠感などの全身反応は、1回目より2回目の接種の後に出やすい傾向が見られます。また、年齢が上がると副反応は起こりにくく、男性より女性に副反応がやや起こりやすいなどの傾向が見

られるようです。これらの症状は数日以内に回復しますので、様子を見ていただいております。発熱・痛みがひどい方は、市販の解熱鎮痛剤を飲んでもよいとされていますが、副反応で心配のある方は、主治医や薬局・薬剤師に相談されることをお勧めしております。

次に、3点目の御質問ですが、接種に係る課題といたしましては、1つ目に計画に基づくワクチンの確保、2つ目に予診・接種を担う医療従事者の確保、3つ目に接種希望者が接種できる機会の確保があると認識しております。いずれの課題につきましても、竜王町新型コロナワクチン接種実施計画を更新しながら進めていくよう努めてまいります。

ワクチン接種率向上対策としましては、町内医療機関の協力を得て、寝たきり等通院できない方と御家族への往診時の接種や高齢、障害の居宅サービス事業所への巡回診療時に接種をお願いしています。未接種者への働きかけについては、当初より地域の中で、民生委員児童委員や健康推進員がワクチン接種のための声かけを行っていただいています。また、公民館で接種予約をされていない高齢者を対象に勧奨のはがきを送付しております。

これから実施いたします12歳以上64歳以下の接種につきましては、学校や就労など生活のスタイルが様々であることから、接種を希望される方が自分の都合に合わせて、また、御家族一緒に接種できるように、日程・時間を計画したいと考えております。予約が一定進んだ段階で、未接種者に対しては何らかの働きかけの方法を研究し、お知らせしていきたいと考えます。

新型コロナワクチンを接種したいと願う方が確実に接種していただけるように、地域の皆様にもお声かけいただきながら、引き続き努めてまいりたいと考えます。

以上、磯部議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 磯部議員。

**○9番（磯部俊男）** 回答ありがとうございました。いろいろと御努力いただいています。

コロナワクチン接種は、国でのワクチン供給に係る不透明な中でスタートし、コロナ感染での不安から当初、大変な混乱を招いておりましたが、しかしながら、接種開始とともに細かな案内をいただきました。高齢者に対して、まず接種の予定表、さらに、これは受けていない方への案内、どうされましたかというようなことも懇切丁寧に、これは防災無線を通じての報告もございましたけれども、非常に効果的にみんなの心配が少しでも軽減されたことと理解しております。

また、接種会場、並びに接種時の対応が非常にスムーズであったというようなことを受けた方々から聞いておりますし、また、先ほど答えがありましたように、県下では83.4%近い接種予約率をいただいているということでございました。改めまして、まちの健康推進課ワクチン接種チーム、並びに医師をはじめとする医療関係者、並びにこの間、多くのボランティアの方々が接種予約、またその推進について御努力をいただいたというようなことを伺っております。特に民生委員、健康推進員の方々との連携の下で順調に進んでいることを、改めて心より感謝申し上げます。

ワクチン接種については、引き続き一般の方々、7,265名と思いますが、接種対応が控えております。これらの方々のワクチン接種に当たっては、今回の高齢者接種から接種予約、並びに接種対応について改める必要があるというように感じております。これは、一般対象者は12歳から64歳以下、申込みは電話から、主体的にはインターネットに変わると思っていますが、接種の対応は国がかなり必死になっておりまして、各県での大規模接種会場の設置、また、企業、事業所、大学等での新たな接種対応が次々と打ち出されております。

しかしながら、現実的には働き盛りであります。学生の方々については学校がありますし、職場があります。いろんな関係の中で言いましたけれども、これらの休暇等の取得というのは、極めて困難ではないかなと思います。現計画による一般の方々の10月中旬での接種時期の早期完了は、現状の高齢者のように平日、時間を決めて来てください、お受けしますよというのでは無理やというふうに想定します。特に働いているの方々にとっては、先の回答にもありましたけれども、受ける方々の受けやすい状態をつくっていきたいというようなことが回答として挙がってございましたけれども、やはり基本は土日接種じゃないでしょうか。既に他市町では土日接種、休日接種、さらには夜間接種までされているということに、やはりいち早く接種率を高めること、これが地域を守ることであり、コロナからの防御対策と考えますと、今計画がきちんとされて、今回竜王町は言いましたように83.4%の予約の中で進んでおりますし、そうあるべきだと思いますが、これからは家庭を守る、子どもたちの接種は12歳までが認められましたけれども、やはり働き盛りの子どもたちは持って帰らない、かかって帰らないということになりますと、課長の回答にありましたように受けやすい状態を早くつくってやり、さらに高い接種率を守ることが竜王町の安心安全のPRでもあると思いますので、計画がされてますけれども、やはり民意としては、土日をお願いしたい

というのが本音ではないでしょうか。

ただし、これにつきましては、冒頭申しましたように、医療従事者のこともありますし、担当課もありますけれども、併せてボランティアの方々の関係もありますので、大変な苦労の中でこの土日接種、並びに夜間接種をやられている市町の対応というのは、大変な御努力があったと思いますけれども、一日も早く皆さん方の感染を防ぎたいというような思いの町の姿勢じゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、これらについての町のお考えを伺いたいと思います。

**○議長（小西久次）** 中原健康推進課長。

**○健康推進課長（中原江理）** 磯部俊男議員の再質問にお答えをいたします。

磯部議員の1点目の御質問になります。一般の方への接種予約、並びに接種対応を大きく改める必要についてでございますが、64歳以下の一般の方に対しても希望される方に速やかに接種ができるよう、医療関係者にも御協力いただきながら現在、接種を計画しております。6月24日には接種券を7,265人の方に発送いたしまして、7月2日から接種予約を受け付ける予定としております。

高齢者の予約の際には電話が大変混み合い、つながらないということで御迷惑をおかけいたしました。接種予約での変更点といたしましては、予約当初から全日程をインターネット予約ができますこと、また、電話予約は毎週金曜日に10日後の月、火、水の分、具体的には、金曜日予約の次の週、金曜日の明けた月、火、水の3日分を予約できるようにいたしたいと考えております。また、インターネットと電話の予約枠の比率ですけれども、インターネットを約7割、電話を3割といたしまして、インターネットでは24時間予約できるようにしていきたいと考えております。

議員仰せのとおり、就労されている方の休暇については、難しい方もあるかと思えますし、土曜日、日曜日の接種につきましては、働き世代の方にとって接種しやすい日ではないかと思っております。具体的には、今後送付いたします接種券に同封しております案内ビラを御覧いただきたいとは思いますが、現在のところ、7月、8月、9月の日曜日に、竜王町公民館の会場で朝から夕方まで集中接種を4日間にわたり実施しようと考えております。また、土曜日の午後になりますけれども、町内医療機関の弓削メディカルさんにおいて、集中接種を実施いただくこととなっております。2回の接種が必要ですので、3週間後の日程も確認いただきまして、御都合に合わせて2日間の日程を予定いただきたいと思います。

います。

また、2点目の、小学校6年生に対する町の対応策についてでございますけれども、ファイザーワクチンが12歳から15歳への薬事承認がされたことを受けて、今回の64歳以下の中に12歳から15歳の児童も加えて、一般の方を12歳以上64歳以下の方として、6月24日に接種券を皆様に送付する予定としております。ただ、接種日におきまして、12歳であるということが必要なことから、現在小学校6年生で4月、5月、6月生まれの児童さんにおかれましては6月24日に発送いたしますが、その後は、12歳になる児童の誕生月に個別に送付したいと考えております。接種場所は、集団接種会場の公民館、または町内の個別医療機関となります。また、15歳までの児童は、原則保護者同伴での接種となりますことから、御家族で相談いただき、予約をお願いしたいと考えております。

また、竜王町は高校、大学のないまちでありまして、学生さんの行動範囲は広くなること、また、3世代同居も多いという特徴があることから、学生の皆さんには夏休みの機会にぜひ接種をいただきたいというふうに思っております。また今後、町内での接種のみならず、滋賀県が実施されます大規模接種や職域接種等もありますことから、接種希望をされる竜王町の皆さんの接種機会の過不足についても、見極めながら進めてまいりたいと考えております。

以上、磯部議員への再質問の回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 磯部議員。

**○9番（磯部俊男）** 丁寧に細かな対応を予定していただきました、ありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願ひしたいということです。

1点は、集団接種というのは時間制限がありますけれども、個別接種のほうは非常に行かれています。既往症の方がもう予約が終わったということですが、近くにある病院の方は、時間的にも決められた時間じゃないし、割と使えるんじゃないかということで、また、そういうやつのキャンセルもあるかもしれませんけれども、細かな対応をよろしくお願ひしたいと思います。

中原課長が言われましたが、高いワクチン接種が集団免疫、これがやっぱり必要やと思うんです。家畜では大体60%がワクチンをしないと集団発生を防げないといいますが、人間は、竜王町は83%とかなり高いんで、しかしながら、多くの方々に受けていただくことが地域の感染を防ぐというふうに考えております。ただし、これは強制ではございませんので、当然それぞれの方々の意思も尊重さ

れるべきだと思っております。

10月ということですので、いろんな配慮の下にいち早く、竜王町はワクチンが90%近く終わったでということは、かなり竜王町のアピールになると思うし、僕はアグリパークが近くなんですけれども、いろんな方が来られる中で、通知表なんてことをしてもらえるのかというような話もあって、新しい竜王町の発信やないかと、安全安心で住みやすい、そういうことのPRにも。これはピンチをチャンスに変えられるときでもないかなと思います。大きな形を言うよりも、滋賀県で一番ではないですけれども、2番の接種率の中で進んできているということもありますので、またそれを生かしていただきたいと思います。

前回にもこのワクチンのことで申し上げたんですけれども、今回64歳以下については、基礎疾患のある方という形で優先順位を決めていただきました。ありがとうございます。これも、進む中においては弱い方々、困っておられる方々をきちんとしていただきたい。引き続きお願いしたいのは、前回も言いましたけれども、障がいを持っている方々、マスクをすることに抵抗を感じる方々、我々はマスクなり、手洗いは分かりますけれども、障がい者を預かっている施設の方々に聞きますと、ワクチンを刺したくても取ってしまうというような方があって、今回そういう対象の障がい者に対しては、これをぜひ優先的にやっていただくべきじゃないかなということとともに、その障がい者施設で働いている方々もされていると思いますけれども、併せて小学校、役場の職員もそうです、小学校、中学校、さらに幼稚園の先生方も優先対象に入るんじゃないかなと思います。そして、いち早く子どもたちに接するいろんな方、あわせて最後は、竜王町でもいろんな来庁者がありますけれども、これらの方々と接する方々があります。これは、やはりそういう県からも、これは申請で今回も既往症についても自己申告だそうですけれども、こういう形の中で持ち込まない、持ち出さないというような基本を考えると、そこら辺もPRにつながるんじゃないかなと思います。

コロナ感染症で最後に、拡大防止対策については、接種なんですけど、もう一つは早期発見ではないかなと思います。これについてはPCRとかいろいろ言われてますけれども、非常に効果と時間がかかります。今、抗原検査というのが非常にポピュラーになってまいりました。これも15分以内で判定ができます。だから、早期発見、不安を持ち、熱が出る、夏風邪もありますし、発熱する場合がありますけれども、どうやろと。この話はあまり人には言えない、さらに迷惑かけるといって、発熱した方とかせきが出る方が自分を追い込みますので、



こういうとき、身近なところに診療所なり、開業の方がおられるので、ここら辺の方々にそういう抗原検査を気軽に、おかしいと思ったときにすぐに受けられるような体制整備と抗原検査、費用は全部持てというのは大変ですので、当然対価は僕らが持って受けるべきだと思ってますけれども、これらがやはり早期発見、早期隔離、早期治療になります。これは町民の皆さん方の安全安心で有効な手段と考えますので、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小西久次） 中原健康推進課長。

○健康推進課長（中原江理） 磯部俊男議員の再々質問にお答えいたします。

1点目の、一般の方々への接種での優先接種対象者についての御質問ですが、6月11日から受付をしております基礎疾患等の対象者、優先接種対応の中の1つ目に障がいのある方が含まれておられます。具体的には、重症心身障がい者の区分のある方、精神障害者手帳を所持、また、自立支援医療給付の受給中の方、療育手帳を所持している方が含まれておりますので、一定基礎疾患等の中で優先接種対象となっております。

2番目の、障がい者施設等で勤務されている方につきましても、基礎疾患等と同時期に、高齢・障がいの居宅サービス、訪問サービス事業所に従事している職員、在宅でのサービスを担う職員さんにつきましても、優先接種対象に含まれておりますことから、現在も予約を受け付け、優先対応しているところです。

3つ目の御質問にありました、小学校、幼稚園、保育園、また学童保育所の先生方もなるかと思ひますが、先日から滋賀県の大規模接種施設での接種が始まるということが報道されておまして、優先接種対象になっておられますことから、現在のところ、町内での優先接種対象にはなっておりません。

4つ目の、竜王町に来られている方への対応での役場の職員を想定いただきましたけれども、現在、役場の職員につきましては優先接種の対応とはしておりませんで、集団接種に執務をしております職員は医療従事者として、キャンセルがある際に接種をするというふうな対応をしております。

基礎疾患等の対象者の、一般の分での優先接種枠の対応につきましても、これまでも検討してまいりましたが、竜王町は比較的接種が速やかに計画が進んでおまして、一般の方にも広く7月から接種いただきたいというふうに考えておりますことから、今後、特段の優先接種枠を設定する予定はしておりません。ただ、住民さんと直接関わっていただく方々、団体の皆様には、早めに接種いただくようお声かけをしていく予定でございます。

2点目の抗原検査の検査費用の助成と町内診療施設での検査対応についての御質問ですけれども、医療機関での新型コロナワクチンに係る検査状況につきましては、非公表となっておりますので詳細は控えさせていただきますが、町内医療機関ではPCR検査、また抗原検査を受診時に必要な方に対して実施いただき、速やかに対応いただいております。検査の受診体制は一定整ってきているというふうに考えております。

抗原検査への助成の御質問ですが、検査の選択は医師の診断によるとなっております。その方の状態によって、費用も公費扱いで無料での検査実施となることもあります。議員御指摘のように、変異株の蔓延など、今後見通しがなかなか立たず不透明な状況はありますが、体調がおかしいと感じられたときには安心して町内医療機関に電話をされ、医師の指示の下に受診をされ、速やかな識別診断を受けられることをお勧めしていきたいというふうに考えております。

抗原検査の実施につきましても、医師のお考えにより実施される場所ですので、診断により御本人の負担のない公費負担になることから、現在、助成については予定しておりません。

いずれにいたしましても、町としての責務であります感染対策の、今実施できる最善策としてのワクチン接種を速やかに進め、感染拡大防止に取り組んでまいりたいと考えますので、御協力、御理解をよろしくお願いいたします。

以上、磯部議員の再々質問への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 磯部議員。

**○9番（磯部俊男）** ワクチン10月、長期間になります。大変お疲れでもあり、医療従事者の方々、さらに申しましたようにボランティアの方々、長期間での大変な対応になりますけれども、頑張ってくださいまして、町民の思いの中での感染予防に対して頑張ってくださいますようによろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

**○議長（小西久次）** 次に、2番、中村匡希議員の発言を許します。

2番、中村匡希議員。

**○2番（中村匡希）** 令和3年第2回定例会一般質問。2番、中村匡希。

質問事項、「鏡山頂上付近の景観整備を」。

鏡山頂上付近の展望台は平成5年に整備され、かつては鈴鹿山系から琵琶湖までを一望できる、町内でも随一の展望スポットであった。

しかし、整備から28年を経て、周辺の立ち木の生長により眺望は阻まれ、今

では展望台は老朽化によって立入禁止となっている。

鏡山一帯には城址や磨崖仏や隧道、重要文化財に指定されている宝篋印塔や石燈籠などがあり、歴史散策のハイキングコースとして町観光協会のホームページでも紹介されている。毎年山頂までの道については整備を行っているが、頂上付近の立ち木については手つかずのままであり、また、町民の方々からも山頂付近の立木に阻まれた景観について惜しむ声を聞くことも多い。

そこで次の点について伺う。

- 1、展望台周辺の景観整備を行う上での課題は何か。
- 2、頂上付近の景観確保に向けた今後の取組は。
- 3、老朽化した展望台の今後の取扱いは。

**○議長（小西久次）** 岩田商工観光課長。

**○商工観光課長（岩田宏之）** 中村匡希議員の「鏡山頂上付近の景観整備を」の御質問にお答えいたします。

鏡山ハイキングコースにつきましては、平成4年から平成8年にかけて、ふるさと創生事業により整備し、御質問の鏡山ハイキングコースの北側から登る大谷ルートは、古くから信仰登山として使用され、急斜面には階段を設置、丸太組み展望台やあずまやなどを設置しました。その後、ハイキングコース自体の除草刈りなどは、地元鏡自治会が年2回実施し整備をいただいているところでありますが、頂上付近の景観につきましては、展望台前の立ち木の生長と施設の老朽化により現在の状況となっております。

鏡山頂上付近は国有林であり、かつ、その全てが保安林となっております。鏡山ハイキングコースや展望台、休憩所については、国有林野の管理経営に関する法律の規定に基づき、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間、町が国から無償貸付を受けているところです。

まず1点目の、展望台周辺の景観整備を行う上での課題については、展望台からの眺望の確保のための伐採を前提とした必要伐採区域について、国との確認及び調整が必要となります。さらに、国からの無償貸付を受けている区域については、町において保全管理を行う必要があります。その一環での伐採行為自体は可能ですが、国に立木補償を行わなければなりません。

次に2点目の、頂上付近の景観整備に向けた今後の取組については、保安林制度に基づく保安林内立木伐採許可手続が必要となることから、展望台からの眺望確保のための現地踏査を行い、必要伐採区域の面積やかかる費用について、課題

整理を進めてまいります。

3点目の、老朽化した展望台の今後の取扱いについては、平成30年の無償貸付契約時の現地確認において、老朽化が激しく危険であることから、現在も立入禁止としているところですが、頂上付近の景観整備が行える目処が立った時点で、修繕に向けて検討してまいります。

いずれの課題についても、鏡山を訪れる方々に安心して使用し、その景観を楽しんでいただけるよう、安全に配慮しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、中村議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 中村議員。

**○2番（中村匡希）** この話は、今後どうするかというよりも、これまで放置してきた問題を今後どうしていくかというのが一番正しい言い方だと思います。

この回答書の中でもありましたとおり、ふるさと創生事業、これの正式名称は「自ら考え自ら行う地域づくり事業」という、竹下内閣で1億円が全国の各市町村に配られたという事業の一環で、竜王町内においては、この鏡山の展望台及びそのハイキングルートを整備するためにこの1億円が使われたというような歴史があります。

過去の議会の一般質問等を調べてきたわけなんですけれども、既に平成19年の第2回定例会では、この展望台の整備について、立ち木が生長して見えないというような一般質問があったわけなんです。続いて、平成21年の第4回定例会でも、同じく、展望台周辺が何も見えないからこれを整備するべきではないかということが議会で取り上げられているわけなんです。ですから、やはりこの問題というのは、今まで1億円かけて整備したけれども、どちらかというとは今は負の遺産になりつつあるわけであって、その負の遺産に対して今後どういう取組をしていくのか、どういう心構えを持っていくのかという話だと思うんです。前向きというか、過去をどういうふうに清算するのか、考えていくのかということが、この頂上付近の展望台を含め、まず第一点に考えていかなきゃいけないところだと思うんです。

今までの経緯はそういうことであるわけなんですけれども、今後どうするかという話で再質問でお伺いしたいのは、現地踏査を行い、必要伐採区域の面積は費用について課題整理を進めていくという、これはどちらかというとは測量だとか、係る委託料、人件費等の伐採の経費についてということであると思うんですが、

それ以外にどういう段取りで、要は、勝手に切っちゃいけないわけですよ、国有林で保安林であるわけなので。どういう許可が必要になるのかとかを、もう少し詳しく御説明いただけたらというふうに思います。

○議長（小西久次） 岩田商工観光課長。

○商工観光課長（岩田宏之） 中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、過去2回御質問をいただいているのも確認させていただきました。特に平成19年のときに御回答させていただいている中で、展望台からの眺望を確保するためには、数千平米、または数ヘクタールの伐採が必要であると、それに向けての見通しがなかなか立たないという御回答をさせていただいたところなんです。現在、こちらのほうで確認させていただいているのが、展望台に立ったときに、数千平米ではなく、展望台前の数百平米の伐採で何とかするのではないかと、必要伐採面積を最小限に抑えることで可能ではないかという議論をしております。

今後の取組なんです。竜王町観光協会のほうでも、令和3年度の事業計画にもこのハイキングコースのことを挙げていただいておりますので、町のほうと観光協会と連携しながら今年度から進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上、再質問へのお答えとさせていただきます。

○議長（小西久次） 中村議員。

○2番（中村匡希） 今、課長が言われたとおりなんですけれども、当初、この展望台を整備するときに伐採した面積というのが339.6平方メートルなんです。ということは、大体この竜王町議会の議場ぐらいの面積だと思うんです、そんなに広くなかったわけなんです。この面積というのを伐採したら、すかっと展望が広がって景観が整備されたという話ですので、そんな何ヘクタールとか大層な話ではないと思いますし、立木を伐採した場合は保障をせなあかんという話だったんですけれども、そんなに大面積になるわけでもないですから、結局どのくらいの予算がかかるか詳細は今分らないと思いますけれども、そういった景観整備についてお金を出せるかということが最終的な着地点になるんだろうと思います。

この質問をするに当たって、やっぱり住民の方々からも御意見をいただきまして、まずは町民憲章の中に出てくる山の1つであると、鏡山というのは。2つの山並みを背景とした、雪野山と鏡山というのがあって、竜王の代名詞でもあるわ

けですし、そこの展望台の眺望があのように立ち木があって全く見えないというのは非常にがっかりであるというような、非常に惜しむ声を聞くことが多いんです。

一般質問の質問書でも書いたとおり、山道には非常にいろいろな歴史スポットがあるわけです。この隧道というのはトンネルのことですけれども、日本でトンネルという言い方が普及する以前は、これを隧道というふうに言っていたわけなんですけれども、1928年ぐらいに整備されたということらしいんですが、ちょっと歴史の話で恐縮なんですけれども、この両側が石積みになっていて、天井はアーチ形と箱型のちょうど中間のようなつくりになっているんですけれども、これはコンクリート建築なんですよ。これは私見ですけれども、多分町内で一番古いコンクリート構造物なんじゃないのかなと思います。昭和3年、1928年で戦前のことですから、それが今でも残っているわけですし、これは歴史遺産というか、どちらかという近代遺産に類するものであると思うんですが、その磨崖仏とか、宝篋印塔だけではなくていろいろな歴史、それこそ平安時代以前からの歴史があるということと、それから明治、大正、昭和と、近現代に至るまでの歴史スポットもこの鏡山の中に一体的に含まれているということがやはり味噌であって、整備する価値もあるんだろうと、そして、一番頂上付近に行って、疲れたなと思ったときに眺望が開けてなくてというのは、なかなかがっかりな話だと、こういうことなんです。

先日、私は登山をしてきたわけなんですけれども、野洲川のほうは三角点山頂という測量上の頂点というのがあるわけなんですけれども、野洲川のほうは割にきれいに整備されていて、西の三上山まで一望できるような景観が広がっているわけなんです。ですけれども、竜王町のほうは、二次林か雑木林か分かりませんが、立ち木があって見えないような状態になっているということで、やはりこれを整備することで人も集まることになるし、歴史の普及にもつながるんだろうということが住民さんの間ではよく言われているわけなんです。

山道の途中にちょっと急傾斜があって危ないところも一部あるという話を聞いて、やっぱり行政というのは、手続を踏んで段取りをしてということを重ねるわけなんですけれども、例えばロープを張って、急傾斜でつかんで登ったり下りたりするような支えを作るとか、その程度のことだったら僕はボランティアでも全然いいし、私自身だって出役するし、これ全然手弁当でやったっていいと思うんですよ。確かに木を勝手に切るとかはいけないと思うんですけれども、山道の

整備自体に意欲を持っている人とかはやはりおられると思うんです。そういった民間の力というか、ボランティアという人たちも、私も行きますし、行きたいという人もたくさん出てくると思いますし、そういった力をどういうふうに活用するのかということも今後検討していただきたいなということで、ちょっと最後はお願いですけれども、よろしくお願いします。

○議長（小西久次） 岩田商工観光課長。

○商工観光課長（岩田宏之） 中村議員の再々質問のお答えをさせていただきます。

力強いお言葉をありがとうございました。竜王町観光協会の理事でもおられますし、所管する商工観光課でありますので、本当に一緒にボランティアとかを募って、有志の方々で整備もしていきたいなというふうに思ってます。

ハイキングコース自体もやはり経年劣化してまして、階段自体は残っているんですけれども、その階段の一番下の部分が侵食されて、最後の段がすごく広がっている部分も数か所見られます。その辺の補強も含めまして、また一緒にやっていたらなというふうに思っております。

国のほうの見方としては、国有林の保安林、林を守るほうという立場です。ハイキングの利用者とか、町からの立場でいうと、眺望であったりとかいう視点でございまして、その中で妥協点といいますか、必要最小限の面積を見いだして伐採できるように、今後も努めてまいりたいなど。

先ほど言われた見どころですが、鏡山ハイキングコースには鳴谷溪谷であったりとか、経塚であったりとか、雲冠寺跡とか、たくさんのスポットがございますので、今後も皆さんに楽しんでいただけるようなハイキングコース整備に努めてまいりたいと思いますので、再々質問のお答えとさせていただきます。

○議長（小西久次） 西田町長。

○町長（西田秀治） 中村議員から有意義な提案をいただき、ありがとうございます。

私も今の鏡山もそうなんですが、雪野山も含めた、いわゆる竜王町内のハイキングコースの整備ということを、この数年前からいろいろいかがなものかと考えたところございまして、改めて今回再提案をいただき、また、過去にも2回頂いているということでございますので、一番大事なのはランニングコストというか、ランニングをどうしていくのかということも含めた整備をどうするかという、今おっしゃった、今の時点で鏡の自治会の皆さんが、ある意味ボランティア的にやっていたりしている部分だとか、また池沼については川守の皆さんがやっ

ただいている、そのあたりを今後とも体系的にできるような支援も含めた取組にしていかないと、展望台だけ整備をしました、また、前の立木を切りましたというだけでもよくないだろうなと思うところもありますので、コストももちろんかかるわけですが、そういうことも含めて私として整備を進めるように考えていきたいというふうに思っておりますので、また、議員の皆さんもぜひ御協力いただき、それが整備できた段階では有効に活用されるようにしていっていただきたいと思うところでございます。どうぞよろしく願いしておきます。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○2番（中村匡希）** それでは、次の質問に移ります。

令和3年第2回定例会一般質問。2番、中村匡希。

質問事項は、「町総合運動公園の体系的な利用区分・料金整備を」。

今年度、町総合運動公園には常設のボルダリング施設の整備が予定され、2025年の滋賀国スポに向けて、ますます多種目のスポーツ施設として整備が進むことを期待する。

一方で、竜王町都市公園条例によると、同公園内にある運動施設の料金・利用者区分の体系にはばらつきが見られ、利用者の利便性に沿った体系的な整備が必要と考える。例えば、障害者の介護者の減免について、明記されている施設とそうでない施設がある。また、町外料金の設定について、町内料金の1.5倍と2倍の2通りの設定がある。これは主にスポーツを行う場合は1.5倍、それ以外のイベントや商業利用の場合は2倍という設定だと考える。しかし、商業利用が想定されない体育館のスポーツ枠や弓道場の一般利用は2倍設定となっている。

こうした設定の違いについて、過去適切な議論がなされたものと思う。しかし、今年度の新施設の導入に合わせて、利用者の声を聞き、さらなる利用者数の増加を図るため、未来志向で体系的な整備をしていくべきと考えるが、執行部の見解を伺う。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 中村匡希議員の「町総合運動公園の体系的な利用区分・料金整備を」の御質問にお答えいたします。

総合運動公園には、ドラゴンハット、自由広場、テニスコート、体育館、弓道場、プール、採暖室、スポーツジム、スタジオの有料施設があります。それぞれ建築年度が異なるため、その都度、議会に諮りながら都市公園条例を改正し、料金を定めてまいりました。また、これまでからも、利用者から利用区分や料金に



ついて御意見や御要望をお受けした際は、指定管理者の権限の範囲の中で対応させていただきます。

議員御指摘の障害者の介護者の減免については、プール及び採暖室に設定しております。これらの施設では、障害者の方が直接水の中に入られるため、少しでも安全に安心して御利用いただけるよう設定させていただいております。

また、町外の料金設定については、施設により異なりますが、大事なことは、竜王町の施設として、町民の方に多く御利用いただき、併せて町外の方にも町の魅力を発信でき、町内外の方が交流できる施設としてふさわしい設定であることと考えます。

施設によっては、料金を定めた当時から今日まで、利用実態に変化が生じていたり、また施設ごとの利用実態も異なるということも考えられますので、一律の基準を設けるのは難しいですが、まずは長年の経過を踏まえた現状の検証や今後を見据え、施設ごとに利用者や競技団体の御意見をいただきながら、必要な協議を行いたいと考えております。

今年度はボルダリング施設の整備を行うに当たり、都市公園条例の改正を予定しておりますので、総合運動公園がさらなる魅力ある施設となりますよう御指導、御鞭撻を賜りますようお願いしまして、中村議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 中村議員。

**○2番（中村匡希）** これも、少し歴史的な経緯から入っていこうと思います。

今の町総合運動公園には、回答書にもありましたとおり様々な施設があるわけなんですけれども、どちらかというとなら後からいろんな施設がどんどんできていって、継ぎ足しのような形で増えていったわけなんです。ドラゴンハットができたのが平成8年、それからテニスコートができたのが平成10年、体育館、弓道場、プール、採暖室もだと思いますが、これができたのが平成12年、今のスポーツジムとスタジオができたのが平成21年というように、今回のボルダリングもそうですけれども、施設の規模をどんどん広くしていったわけなんです。そのたびに条例改正等も入って、恐らく今年度もどこかのタイミングでボルダリングの設置に合わせて条例改正が入るだろうということで、こういう話をさせていただきました。

過去をいろいろ調べると、例えば障害者の話をさせていただいたんですけれども、平成12年にプールができた当初は、障害者料金というのは半額だったんです。ところが、その翌年の平成13年、2001年には、障害者の料金は一時期

無料になったことがあったんです。しかし、どういう経過までは詳しくは分からないんですが、それから4年後の平成17年には、再び障害者は半額となったように、料金に関してもあっちこっち行ったり来たりというような、その当時の利用実態に即してこういう形になっているとは思いますが、やはり結構上下左右見られるわけなんです。

一番大きな転機となったのが平成18年です。これは何かというと、指定管理者制度への移行です。これまでは管理委託制度というのをとっていて、事業団に一応委託はするんですけども、この収益というのは町の歳入にそのまま直接入るというような形をとっていました。この指定管理者制度というのは、指定管理料というのを事業団に払って、さらにその利用料金収入については全て事業団の会計に入れてよしいというような形になりました。これは、先ほどもどこかで話がありましたけれども、いわゆる小泉構造改革の1つで、その当時というのは何でも民営化というか、市場原理に委ねて競争の原理の中でサービスの質を向上させていこうという、そういう考え方が主流だった時代の話であります。実際にこの指定管理者制度というのが導入されたのが、今も申し上げましたけれども、平成18年で、今から15年前ということになっているわけなんです。

この回答書の中でもあったんですけども、指定管理者の権限の範囲というようなことがここには書かれています。指定管理者の権限の範囲です。例えば利用区分だとか料金というのは、都市公園条例の法律の中で設定されています。しかしながら、これはあくまで上限なんです。例えば、夜間に弓道場を使うとすると、今だと600円ぐらいなんですけれども、あくまで条例で600円と書いてあるのは、それは上限が600円であって、その範囲内であれば指定管理者の裁量で、町長の決裁は必要になるんですけども、自由に下げてもいいよというような決まり事があるわけなんです。果たしてそれがきちんと指定管理者のほうで考慮されて行われているのかというのは、僕はちょっと疑問に思うところなんです。あくまで都市公園条例というのは、料金だったら料金の上限を設定しているにすぎず、そのままの金額を取る必要はないわけです。だから、これを金科玉条のごとく守る必要はなくて、まさにその市場原理に委ねるというような形で現場で逐次、必要があるならばこの範囲内において、自由に設定の金額を変えるということを指定管理者のほうで考慮していかなければいけない、それが指定管理者に与えられた裁量権であって、それが指定管理者の強みなんだということがまず大前提としてあるわけなんです。ちょっとその話については今日の話から外れますので、

また違う機会でもせせてもらえたらと思います。

このボルダリング施設の整備というのが今年度中に必ず行われなければいけないと、そうでないと国の補助金が出ないという話でありますので、条例改正も必然的に今年度中のどこかという話になるわけなんですけれども、私がお願いしたいのは、アンケートの話です。利用者に、例えば料金でもいいですし、あるいはこういうふうにご利用区分をしたらもっと使いやすいですとか、やっぱりそういう意見聴取をしていくべきなんだろうというふうに思うんです。そして、それをぜひ条例改正のタイミングで、実際に反映させるかどうかは別として、やはり考慮をしてほしいというふうに思いますので、なるべくこのアンケートに関しては、その条例改正前のタイミングで早く取らなきゃいけないと思うんです。ですから、利用者や競技団体の御意見をいただきながらということは回答書にありますので、それを実際どういうふうな形で聴取していくのか、私はアンケートを取るべきかなというふうに思うんですけれども、それについての方法等々を再質問でお伺いしたいと思います。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 中村匡希議員の再質問にお答えいたします。

今後を見据えてということになるかと思えますけれども、利用者の御意見を伺いながら、どのように料金区分等々を考えていくのかというようなことであろうかと思えます。具体的な方法につきましては、今議員のほうから、アンケートを取るべきではないかということでおっしゃっていただいておりますし、また、そこも含めてやり方を考えていかないといけないということも思っております。ただ、聞かせていただいた町民さんでありますとか、御利用いただく方の御意見、御要望につきましては、ただ聞かせていただくというだけではなくて、それをいかにフィードバックしていくか、また、施設運営という部分も含めまして反映させていくということが重要であると考えます。

料金設定という部分につきましては、その聞き取り方というのが重要になってくるのかなというふうに思っております。ただ単に聞き取りということになりますと、一般的には、御利用者ですと当然安くしてほしいというふうに御意見をいただくとお思いますし、高くしてほしいというような意見というのはなかなか出ないと思いますので、そのあたりの聞き取りをさせていただくやり方については、十分考えてさせていただかないといけないというふうに思っております。

それと、施設につきましては、利用実態をしっかりと把握させていただきながら、

ほかの、いわゆるライバル的な施設、他の施設の状況も見ながら金額設定のほうや区分とか、そのあたりも含めて重要になってくると思いますので、御利用いただく方のニーズがどういったところにあるのかということ把握させていただいて、多くの方に御利用していただきやすい施設にしていくことが重要だと考えております。

今年度、常設のボルダリング施設の整備ということで、都市公園条例の改正のタイミングということになりますので、様々な御意見をいただきながら、できることを進めさせていただきたいということで考えさせていただいております。

以上、中村議員の再質問に対する回答といたします。

**○議長（小西久次）** 桴木副町長。

**○副町長（桴木栄司）** 中村議員の再質問に関しまして、特に本件は総合運動公園、いわゆる事業団が指定管理を受けているという立場、事業団の理事長として、現場の状況も含めてコメントさせていただきたいと思います。

先ほど都市公園条例の中で、使用料と利用料の話をしていただきました。使用料というのは、町が正式にドラゴンハットは幾らやとか決めるものでございますが、その範囲内において利用料を事業団が徴収し、事業団の収入に充てると、その年間の維持管理の中でたらずまいを指定管理料が反映されるというようなことでございます。年間大体2億円ぐらいが運営費でございます。ドラゴンハットはたくさんもうかる施設でございますので、コロナ禍でなければ大体8,000万円ぐらいはその部分でございますので、恐らく半分強は指定管理料ですけれども、そういう施設利用料での収入で充てているというのが現状でございます。

利用料金の中で、もう少し利用者の声を聞いて運用すればどうだろうかということも強みということでおっしゃったんですが、はっきり言いまして、この間、ここの議論はさせてもらっていないと思っております。やはり条例で決まった額を粛々と集めさせてもらおうと。ただ、その中で少し時間割をしたらこういうことができるよとか、条例の中で下げた額で徴収をするということはさせてもらっていないので、そこまで意識というか、考え方が今まではございませんでした。

それと、先ほどの町内料金の1.5倍とか2倍の話については、私が感じている範囲としては、いろんな事情があったと思いますが、団体競技、団体利用という部分とやはり個人利用、種目によって違うんですね、テニスやったら団体で借りて個人で使われると、弓道も、今まで恐らく最初は団体利用という概念があったのかなと、そこで個人さんも稽古のために使われると。その考え方が当初か

らだんだん実態として変わってきているのかなと思っておりますので、そういった分は利用実態からすると、事業団側の利用者の御意見も聞きながら、町のほうと調整をしなければなりません。

それは、ボルダリングの施設も同じことやと思います。ボルダリングってどういうふうに料金設定をするのかなと、建てるほうは今考えていますが、実際のところ、どういう料金設定をするのかなと、本当に指定管理でいいのかなということも含めて、国体までは強化選手専用とか、そういうような形で直営でするといいうのもあるかなと思います。基本的には事業団が指定管理の施設として進めていこうと思っておりますが、そこをしっかりと集めさせていただきたいと思っております。

それともう一点、この間、減免の話とか、いろいろ話があるんですが、一つの流れ、集中改革プランで行革、こういったことも含めて大きな流れとしては、私の記憶では、平成20年頃はやっぱり町財政が大変厳しかったので、町民の皆さんについても、減免減免って、最初からたくさん減免していたが、やっぱり無理してもらおうと、そんな高くないんやから、負担してほしいよと、ただ、別のサイドから子どもたちのために応援するとか、小売者を応援するとか、ちょっと減免の乱発ぎみがあったのかなということ、ちょっとでもそういう部分で料金の改定というか、減免の考え方が厳しくなってきた時代があると思います。それがまだ続いている部分と、また、議員さんの御意見も聞きながら、やはり青少年の育成とか、高齢者の健康とか、そこを緩めるとかいうことも含めて経過がございますので、そこも含めて、せっかくの機会ですので、ボルダリングの施設をどうするか、ここの管理運営上の中でしっかりそのことも議論を進めていきたいかなと思っておりますので、事業団の立場としては、やはり利用者の声を行政に届ける、また私の立場は、行政側の責任者としてもそのことをしっかりと認識して、ボルダリングの整備と同時に、都市公園条例についてどのように反映していくのかを研究させていただきたいと思っております。

以上、ちょっと過去の経過を私の知る範囲で答弁させていただきましたので、また引き続き御助言のほうをお願いしたいと思います。

**○議長（小西久次）** 中村議員。

**○2番（中村匡希）** 最後におだけさせていただきます。

今年度ボルダリングの施設が整備されるということで、いろんなスポーツ施設がどんどん総合運動公園の中に増えていくわけですが、種目も多競技になっていくと。一方で、現場の職員の数というのも定まっているし、あとはボルダリングの

経験者がその中にいるとは限りませんよね。だから、その施設を造ったとて、それを整備できるノウハウを持っているかどうかというのは全く別の話で、やっぱり施設を増やすという意味での、ソフト面での人的な意味での管理をどうするのかというの、今年度施設を整備するに当たって考えていっていただきたいんです。僕だって、ボルダリングの施設をどういうふうに管理していくのかって分かりませんもんね。多分それは皆さんもそうだと思うし、恐らく事業団でもそれほど知識はないと思うんです。

ですから、施設を造るのはいいですけども、やはりそれをどういうふうにメンテ、運営していくのかというのは同時に、それこそ車の両輪として考えていっていただきたいということを最後をお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

**○議長（小西久次）** 甲津教育委員会教育長。

**○教育委員会教育長（甲津和寿）** 中村議員から要望いただきましたので、おっしゃっていただくように今年度、ボルダリングの施設を常設施設という形で設置しようということで、鋭意、取組を進めているところですが、実は、昨日も事業団の責任者担当者会議を開いておりまして、そこには理事長と私も出席をしております。

その中で、事業団の職員として関わってくれている人、今、選任もしておりますので、その選任された担当者が今、強化選手を育てているところですが、そこへの見学も行ってきています。その報告もしてくれているんですが、昨日の議論の中でも、今後、その強化選手がどんな形で活動しているかというだけじゃなくて、今度造る施設をどのように活用していくのか、また、どういう魅力のあるものにしていくのかというのはとても大事なところなので、私たちの、いわゆる教育委員会関係の、生涯学習課も、そして事業団の担当者等でも話し合いをしながら、特に今、民間の施設で大変丁寧な指導もしてもらったり、指導者育成についてもアドバイスをしてもらっているところもございますので、そういったところからのアドバイスを受けながら、事業団の職員としてまたそれに一緒に関わってくれる人材育成もしっかりしていこうということと、我々もそこに寄りながら一般の利用で楽しんでもらえること、また競技選手として活躍してもらえるような施設として使っていただけること、さらには、国スポが終わった以降も魅力ある施設として、特にルート設定という、登り方をいろいろ工夫することで非常に魅力ある施設として更新ができるというようなこともいろいろ聞かせてもらっ

ていますので、そういったところをうまく民間のノウハウも生かしてもらいながら、事業団と、そしてまた直接子どもたちなどの指導に関わっていく教育委員会等とも連携をして、せっかくの施設がハード・ソフトの両面で充実していくように今後、取り組んでまいりたいと思いますので、ただいま頂きました御意見を、しっかり心にとどめさせていただきたいと思います。

以上で、お答えとさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次に、7番、大前セツ子議員の発言を許します。

7番、大前セツ子議員。

**○7番（大前セツ子）** 令和3年第2回定例会一般質問。7番、大前セツ子。

質問事項、「AEDの活用推進は」。

AEDは、平成16年7月より救命現場に居合わせた市民による使用が認められて以来、急速に普及が進んでいます。日本人の死因の1位は悪性新生物（がん）、2位は心疾患であります。そのうち、心臓突然死の発生件数は1年間で7万9,000人、1日当たり約200人、7分に1人が命を失っています。その原因の8割は心室細動であり、令和元年版防災白書では、AEDの使用をはじめ、迅速な救命救急が欠かせないとあります。

町内でこの3年間に救命隊が現場でAEDを使用した件数は4件あり、そのうち町民が使用した件数は1件あったと聞いています。心強い行動だと思います。心室細動を起こせば、救命率は1分ごとに約10%ずつ低下するとされており、心停止から5分経過した時点で、救命率が一段と低くなります。

そこで、現在の竜王町のAEDの設置場所及び設置状況、並びに町民への周知方法についてお伺いいたします。

**○議長（小西久次）** 富田生活安全課長。

**○生活安全課長（富田尚弘）** 大前セツ子議員の「AEDの活用推進は」の御質問にお答えいたします。

AEDは、通常の心肺蘇生法では対応できない心室細動等の発症時に、心臓に電気ショックを与え、正常な心臓の動きを取り戻すための医療機器であり、AEDの使用については、従来、医師法に基づき医療従事者や救急救命士などに制限されていました。

厚生労働省は、救急医療の充実強化を図るため、平成16年7月に、救命の現場に居合わせた非医療従事者である一般住民による使用を許可し、これを機に、AEDは国内において急速に普及しました。また、平成25年9月にAEDの適

正配置に関するガイドラインが厚生労働省により公表され、AED設置が求められる施設や具体的な配置基準が示され、国内においてAEDの普及拡大が進められてきました。

御質問の、現在の竜王町内のAEDの設置場所及び設置状況についてですが、公共施設では、幼稚園、小学校、中学校、公民館、図書館、ふれあいプラザ、ドラゴンハットなど21施設、また、自治会が管理している施設では7施設に設置されております。民間施設については把握できていませんが、日本救急医療財団のホームページに掲載されている全国AEDマップによると、工場、医療機関など17か所が登録されています。

これらAEDの設置状況は、ほとんどが施設内に設置されていますが、一部の施設では、建物の外に設置されているところもあります。また、AEDが設置されている場所の周知については、現在、町からのお知らせはできておりませんので、今後、公共施設については、リストを町のホームページ等の媒体を介して周知を図るとともに、民間施設等については、全国AEDマップに登録をしていただくよう呼びかけてまいります。

以上、大前議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 大前議員。

**○7番（大前セツ子）** ただいまの説明で、公共施設をはじめ、いろんなところに設置が進んでいることがよく分かりました。

多くの方は、AEDを使おうと思うとき、「今、この人にAEDを使ってもよいのかしら」、「本当に必要なのかしら」、「命に関わること、もし間違った操作をしたらどうしよう」と思うのではないのでしょうか。AEDを使用するときは、自動的に心電図を解析し、必要かどうかを判断してくれます。また、AEDは音声ガイダンスの指示どおり操作することにより救命措置が可能ですとありますが、この呼びかけだけではとても使用につながらないと思います。AEDは、市民により使用が認められ17年が過ぎようとしています、使うということが大事と分かっている、いざとなると使用につながらないケースも多いようです。第一は救急車を呼ぶことですが、その際に、聞けば、AEDの使い方も電話で指導していただけるので安心です。このことが周知されていれば、使用につながる件数も増える一因になると思います。

今、玩具メーカーのバンダイ社では、AEDをおもちゃにして、遊びながら興味を持ってもらいたいという思いから、ガチャポンマシーンで販売されています。



心肺蘇生は胸骨圧迫とAEDセットで取り組むということですが、子どもたちや高齢者には少し無理があると思いますが、おもちゃを通して知識として知っているだけでも、いざというときには、アドバイス役としてとても助かる存在になると思います。心肺停止の7割は家で発生するとも言われています。子どもだから、高齢者だから無理ではなく、多くの人々がそれぞれの立場でできることを行動に移せるようになっていけば、素晴らしいと思います。

そこで、いざというとき、AEDをより多くの方が落ち着いて使用できるようにするため、各地域や団体の皆さん、子どもたちへの講習会の開催など普及啓発についてお伺いします。

**○議長（小西久次）** 富田生活安全課長。

**○生活安全課長（富田尚弘）** 大前議員の再質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、AEDにつきましては、いろいろな側面において活用しなければ、ただの道具にすぎないという視点もあります。非医療従事者である一般住民が、心肺機能停止状態に陥った傷病者の現場に居合わせる可能性というのも多々あります。そういったことから、できるだけ多くの住民がAEDの使用方法を含む応急手当を習得していただき、AEDを有効に活用していただく必要もあると考えております。

そのため、AEDの使い方を習得いただくために、消防署による応急手当講習や日本赤十字社による救急法基礎講習等があり、救命措置の一連の中でのAEDの操作手順等を確認することができます。また、消防署におきましては、消防士がそれぞれの地域に出向く短時間の講習もあります。そういった内容のものにつきまして、各自治会で実施されている自主防災訓練や各種団体の行事の中において、この短時間の講習を取り入れていただくことにより、多くに住人がAEDの使い方などを習得していただける機会につながると考えます。

そうした観点から、関係機関と連携しまして、応急手当講習に関しまして適切な支援に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、大前議員の再質問への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 甲津教育委員会教育長。

**○教育委員会教育長（甲津和寿）** ただいま大前議員の再質問の中で、子どもへの使い方の普及啓発というお話もございましたので、少し今思っているところを申し述べさせていただきますと思います。

基本的に学校では、特に水泳が今は始まったところですが、こういうシーズン

の前には心肺蘇生講習であるとか、そこにAEDを使った研修なども毎年行っております。とりわけ、水泳等に関しては命に関わるところでございますので、心肺蘇生法を教職員は毎年しっかり研修しております。特に、議員もおっしゃっていますけれども、いざというときには、やっぱり体で覚えていることしかできないということがあるかと思うんです。消防団の練習なんかもそうだと思いますが、実際、緊急の場合には体で覚えたことしかできないということが言われますので、そういう意味で、心肺蘇生法もきちっと、胸骨圧迫ができるその度合いなども含めて研修をしているところで、教職員についてはそういう形で指導者も含めてやっていますところなんです。

今も、バンダイのおもちゃでもそういうことがあって、子どもたちになれたらということもおっしゃっていただきました。中学校の保健の授業とか、小学校も保健の授業はあるんですが、そういうところで安全安心を確保するためのところで、そののところはもうちょっと調べさせてもらわないと、今ははっきりとは申し上げられないんですが、AEDが有効な治療器具であるというようなことは、学習の中には含まれていると思いますが、実際それを使って子どもたちが、あるいは生徒がどれだけ訓練をしているのかということについては、いま一度確認をしてみたいと思いますし、発達段階に応じて使ったほうがいいという場面がありましたら、また小学校の高学年なり、中学生なども使えるようになってくれたら、また一步前進するところもあろうかと思っておりますので、御提案いただいているところも含めてまた検討してまいりたいと思います。

以上、子どもに関わっての再質問の御回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 大前議員。

**○7番（大前セツ子）** いろいろな検討をまたお願いいたします。

最後に、私は、改めて皆さんに大切な人のために、そして、いざという時のためにもAEDに関心を持っていただき、啓発活動の御協力をお願いしたいと思います。コロナ禍の中、大勢の人の参加による講習会の開催はなかなか難しいと思いますが、「しるみる竜王」でAEDの取扱い手順が確認できるとか、小さな集まりに出向いての啓発など、少しでも多くの住民の方々に、今まで以上にAEDの有効性を再認識していただければと思います。

質問を終わります。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午後1時00分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（小西久次） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、福田優三議員の発言を許します。

3番、福田優三議員。

○3番（福田優三） 令和3年第2回定例会一般質問。3番、福田優三。

「名神高速道路沿い田中地先の惣四郎川について」、質問をいたします。

田中地先の名神高速道路沿いを流れる惣四郎川は、名神高速道路の建設に伴う河川改修から60年近くたち、護岸のブロックの隙間から雑木が生え、場所によっては膨張している危険箇所もところどころ見受けられる。また、川底には背の高い草も生え、河川愛護の時期には苦勞されていると聞く。

これから台風の時期に入り、大雨の折には水の流れが悪くなり、住民にとっては安心して暮らすことが懸念される現状であるが、惣四郎川護岸の現状、また、護岸の雑木撤去や川底の浚渫などについてどのように考えているのか伺う。

○議長（小西久次） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 福田優三議員の「名神高速道路沿い田中地先の惣四郎川について」の御質問にお答えいたします。

田中地先を流れる惣四郎川については、名神高速道路建設時に、現在の位置に付け替えがなされており、改修時からおおむね60年の年月が経ちます。この間、地域においては、河川愛護活動等を通して維持管理に御尽力いただいております、感謝いたしております。

惣四郎川の状況については、護岸等の老朽化は著しく、河川管理者である滋賀県東近江土木事務所においては、特に損傷が著しい箇所について修繕を行っているところですが、今年度については、御指摘の名神高速道路付近の上流側山之上地先と下流側田中地先の2か所で現在、工事を発注していただいております。また、護岸ブロックの隙間や堤防のり面から雑木が繁茂する箇所も見られ、地域での対応が困難な場合は、県において除去等の対応を行っていただいております。昨年度については、名神高速道路からさらに下流の橋本地先、また、今年度については、綾戸地先において、雑木の除去をしていただいたところです。

次に、川底の浚渫についてですが、一般的に河川の計画川床高に対し、川底が高い場合は有効となりますが、逆に川底が低い場合は護岸洗掘の恐れがあり、注意を払う必要があります。惣四郎川に関しては、全般的に川底が低く見受けられ

ますので、浚渫よりも洗掘への注意が必要と考えております。

今後においても、まずは、県において惣四郎川の現状を把握していただくことが重要であり、町としましても、必要な要望を行っていきたいと考えておりますので、議員におかれましては、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上、福田議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 福田議員。

**○3番（福田優三）** 今の惣四郎川の場所なんですけれども、今年度の竜王町の洪水浸水・土砂災害ハザードマップによりますと、令和3年3月版でございます、浸水の目安は3メートルから5メートル未満ということで、かなり深く水に沈むということになっております。こちらがこの現状なんですけれども、田中地区がありまして、名神高速道路沿いのここら辺が3メートルから5メートルの浸水になるということでございます。令和2年度3月時の地先の安全度マップでは、浸水の目安は0.5メートルから1メートルということで、かなり低かったと認識しておるんですけれども、風水害、土砂災害時の避難場所なんですけれども、この田中地先の避難場所はアグリパーク竜王になってございます。これを見ていただきますと、田中からアグリパーク竜王に抜けようとする、この3メートルから5メートルの浸水ところを抜けなければいけないというふうになってまいります。

それで、生活安全課に、前回までの0.5メートルから1メートルの浸水からこの3メートルから5メートルに変わった根拠など、分かりましたらお伺いしたいと思っております。

**○議長（小西久次）** 富田生活安全課長。

**○生活安全課長（富田尚弘）** 福田議員の再質問にお答えします。

名神高速道路南側の惣四郎川付近一帯の浸水深が3メートルから5メートル未満になっている理由につきましては、日野川洪水浸水想定区域図の想定規模を、今回のハザードマップでは最大想定とさせていただいたことが要因となっております。また、東近江市と町境付近で日野川が破堤した場合、破堤した川の水が東西を走る名神高速道路の盛土部分にせき止められまして、この水が名神高速道路沿いの西に流れ、地盤の低いところにたまる、それが惣四郎川付近一帯ということで浸水深が深くなったものです。

以上、福田議員の再質問への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 福田議員。

**○3番（福田優三）** 今の説明のとおり、この田中地先の惣四郎川沿いにはかなり水がたまるということで、もちろん水の流れをよくするために、日頃の河川愛護での草刈りや雑木の撤去などが必要になってくるということでございます。惣四郎川にちょうど合流している部分から、町道中央通り線のほうに向けましても水路がございます。この区間におきましても、雑木、草がかなりひどく、護岸の膨張しているところも見られると。見通しも悪いですし、水路の水の流れが悪くなるということなんですけれども、この区間におきましての護岸の雑木撤去等をどのように考えておられるか、建設計画課にお伺いいたします。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 福田議員の再々質問にお答えいたします。

今、御指摘いただいた箇所につきましては、いわゆる普通河川ということで、整備につきましては、名神高速道路の建設時に、当初の御指摘の惣四郎川と同時期に整備されたものと考えております。年数のほうも、同様の年数が経過しているものと考えております。

普通河川につきましては、日常的な維持管理につきましては、可能な範囲で地域のほうで行っていただいているというところですが、近年、老朽化が著しく、護岸が損壊しているというような箇所も徐々に見受けられてきてまして、そういった場合は、町において現在、国の緊急自然災害防止債という起債のほうを活用しながら復旧等対応のほうを行っているところでございます。

御指摘の箇所は、名神高速道路の側道が町道ということで、水路沿いの路肩につきましては、年に1回程度ですけれども、町のほうにおきましても維持管理作業のほうを行わせていただいているというところなんです。今後、生えております木が大きくなってきますと、交通への支障ということも考えられますので、施設の維持管理という部分と、併せまして交通安全という観点から現地のほうを確認させていただいて、地域で困難な部分につきましては、町として樹木の除去等、できる対応を考えていきたいと思っております。

以上、福田議員の再々質問に対する御回答といたします。

**○議長（小西久次）** 次に、8番、澤田満夫議員の発言を許します。

8番、澤田満夫議員。

**○8番（澤田満夫）** 令和3年第2回定例会一般質問。8番、澤田満夫。

「通学路の設定と点検及び課題について」。

最近、全国的に集団登下校中の児童に車が突っ込む事故が多発し、また、児童

たちへの安全教育不足と思われる事故も相次いでいる。直近では、町内においても重傷事故が発生し、全保護者も、登下校の子どもに対する不安は一層増していることと思う。竜王町という立場から考えた場合において、安全第一という子どもを保護する安全・安心の確保の取組とともに、子どもたちの命は、町の将来を託す大きな宝であることを認識しなければならない。

そこで、現在、小学校の徒歩通学路及び中学校の自転車通学路について、安全を第一に想定し設定をされていると思うが、その通学路について次の3点を伺う。

- 1、設定のプロセスと考え方について。
- 2、点検の実施方法について。
- 3、現在の課題について。

○議長（小西久次） 町田教育総務課長。

○教育総務課長（町田啓司） 澤田満夫議員の「通学路の設定と点検及び課題について」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「設定のプロセスと考え方について」ですが、各地区の字委員さんと学校で、それぞれの地区において交通安全、防犯等の視点から、通学路として適切であると考えられる経路を協議決定され、教育委員会に報告していただいております。教育委員会においては、その報告された経路について交通安全、防犯、さらには防災等の視点から現場確認等を行い、適切であると判断した場合は、当該経路を通学路として認定しています。

次に、2点目の「点検の実施方法について」ですが、各校園PTAからは毎年、自治会からは随時、通学路において危険だと思われる箇所に対する改善要望を提出していただき、これを踏まえて当該箇所に対して年2回の通学路合同点検を実施しております。この合同点検には、おうみ通学路交通アドバイザー、近江八幡警察署、東近江土木事務所といった関係機関や学校、町の建設計画課、生活安全課、学校教育課、教育総務課等が参画し、現地確認の上、要望に応じた改善策について協議しております。

最後に、3点目の「現在の課題について」ですが、通学路の認定に当たっては、できる限り安全な経路を認定していますが、町内の全ての道路に歩道や信号等が完備されていないため、全ての通学路が完全に安全であるとは言えないのが現状であり、課題であると考えております。そこで、通学路合同点検等を踏まえて、町としてできること、県や警察にお願いすることを整理しながら計画的に安全対策を講じております。

一方で、通学の安全確保には、児童生徒自身の行動が大きく関わることから、児童生徒の交通安全に対する意識と自己の行動管理が極めて重要となります。このことから、引き続き自分の命は自分で守るという行動がしっかりととれるよう、発達段階に応じた安全教育が継続されるよう、教育委員会と各学校が一層連携強化に努めてまいりたいと考えております。

以上、澤田議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 澤田議員。

**○8番（澤田満夫）** ただいま、総論ということで御回答いただきましたけれども、私の質問がそういうことでございましたから、ありがとうございました。

それで、年に2回点検されているということでございますけれども、直近の通学路の安全整備についてはどのようなものがあったのか、それと、PTAとか、そういう学校に関わる人からの指摘はあると思うんですけれども、町民の皆さんからの危険箇所の指摘は今はないのか、そして、子どもたちの安全教育は具体的にどのようにされているのか、この3点について再質問させていただきます。

**○議長（小西久次）** 町田教育総務課長。

**○教育総務課長（町田啓司）** 澤田議員の再質問の、1問目の2問目につきましてお答えさせていただきます。

年2回の合同点検に対しての直近の取組等についてですけれども、例えば薬師地先の県道における歩道のない部分につきまして、従来からそこについての歩道の整備の要望等ございまして、なかなか用地等の問題もありますので、すぐに改善できるわけではございませんでしたけれども、引き続き県等に御要望させていただく中で、現在、歩道の整備がされつつあります。

また、2点目の、町民からのそういった指摘はないのかというところですが、地域の住民さんの声も生かさせていただいた中で、自治会長さんからの要望というのもいただいているかなと思いますし、要望書というような形ではございませんけれども、子どもたちの通学マナーも含めまして、こういったところが危ないんじゃないかなというようなことをお電話で連絡いただくことはございますので、そういったところも点検等の中で含めて、協議できることにつきましては対応させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、御回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 山本学校教育課長。

**○学校教育課長（山本照代）** 澤田満夫議員の再質問の、3点目についてお答えい

たします。

児童たちへの安全教育についてですけれども、新年度が始まった次の日である4月9日に、各小中学校との字別集会を行い、通学路の危険箇所を確認し、安全指導を行っております。中学校では、5つの約束事を守った上で、自転車通学の許可を出すことになっておりますが、その5つの約束事と申しますのが、1つ、交通ルールをしっかりと守る。2つ、通学路を守って登下校をする。3つ、ヘルメットを正しく着用し、一列走行を守る。4つ、傘差し運転をしない。5つ、自転車損害賠償保険に加入する、というものです。そこで、通学路の地図に気をつけなければならないポイントが記されている許可証に、生徒自身が今申し上げました5つの約束事を記入し、保護者に確認してもらって押印をいただいております。小学校では、横断歩道の渡り方や歩道の歩き方について指導を行っております。それとともに、1年間お世話になりますスクールガードさんとの顔合わせを行って、字担当の教員も一緒にその日は集団下校をしまして、危険箇所を確認したり、子どもたちの歩き方を見て、その場で指導を行っております。

また、毎年1学期に交通安全教室を各小中学校とも行っております。今年度におきましては、竜王中学校は、4月14日に新入生を対象に、ルールを守り、安全な自転車運転ができる技能や態度を養う目的で、自転車の乗り方指導について近江八幡警察の交通課の方に来ていただいて、講和と実際に道路に出たの自転車運転練習を行いました。竜王小学校では、5月14日に、JAFに協力いただいて、3年生と5年生に交通安全教室を行うとともに、5月25日には警察の方を招聘し、道路の補講の仕方を1年生と2年生合同で行いました。また、4年生と6年生につきましては、5月24日から1週間の間に、交通安全に関するDVDを視聴しながら担任による交通安全指導を行いました。竜王西小学校においては、警察の方や県交通安全協会の方を招聘して、5月31日に4、5、6年生、6月2日に1、2、3年生を対象とした交通安全教室を行いました。歩行や自転車利用における正しい知識と態度を身につけるため、まずは事前学習として交通安全に関するDVDを視聴し、その後、実際に4、5、6年生は自転車、1、2、3年生は歩行の訓練を行いました。

交通安全教室を受けた子どもたちからは、「絶対に曲がる時、右、左、後ろを確認しようと思いました」、「自転車に乗っているときは止まるのマークのところから出ないように、早めにブレーキをかけるようにします」、「自転車事故を起こさず、加害者にも、被害者側にもならないようにする」といった感想を聞



いています。また、交通安全教室でどのような指導を行ったかというようなこと、それから、今のような子どもたちの様子などを学級通信や学校だより、学校のホームページなどで保護者の方にもお知らせをしているところです。

以上、澤田議員への再質問の回答といたします。

○議長（小西久次） 澤田議員。

○8番（澤田満夫） それでは、再々質問というよりも、私なりの状況把握から意見、あるいは、改めて質問をさせていただきたいなというふうに思っています。

私は、町内の通学路、小学校、あるいは中学校、全てではございませんけれども、この一般質問に当たり、一応一通り回らせていただきました。第一印象ですが、スタート直後におきましては、PTA、あるいは青少年育成協議会などたくさんの方々々が代々知恵を絞り、十分なコースを考えられているなということが正直な感想でございます。しかしながら、危険は、最初の話でもございましたけれども、いつ何時どこで起こってるか分からない、可能性は十分あるだろうということで、コースを一回りするを続行したところでございます。

全体を通しましてまとめさせていただいているのは、まず、2車線の南北の幹線道路、いわゆる春日竜王線、それから近江八幡竜王線、これは昔から幹線道路としてあるところであります。ここは特に歩道が50センチから80センチぐらいで非常に狭く、最近の道につきましては十分間隔が取られてましたけれども、非常に狭いところでもございました。その中で部分的に見ますと、岡屋の名神裏から小口の一部、そして小口から東西線の交差点、これ全て登下校の通学路ですけども、それから近江八幡竜王線におきましては、山之上の東出が非常に狭かったというふうに思っています。それから、幹線道路以外におきましては、鏡口付近、そして綾戸の銀行前、ここら辺が気になったところでございました。そして、歩道がないところで中学生の通学路になっているのが西横関から西川、西川から須恵でありました。

先ほどもお話がありましたように、県に要望とか、財政の問題とかいうことですぐに改善はできませんけれども、それなりに対策なり、今すぐでも対策できる方法もあるんじゃないかなというふうに思うんです。例えば、車の通行量の激しいところは車道をカラー化するとか、小口で今まで2車線あったところを1車線にされましたね。だから、そういったソフト的な対策というのは、ハード的なものはすぐできなくても、そういう視点からでも見て対応はすぐ取れるんじゃないかなというふうに思うんです。これは、生活安全課の部類かどうかは分かりませ

んけれども、そういった取組もできるんじゃないかなと思うんです。

この間、5月28日に東近江土木の県道の維持管理係の方とお会いすることができました。そのときに、ハンプっていう丘ですね、車がスピードを出して通ると、がたがたすることで注意を促すというようなこともお話されていましたが、そういった面も、歩道がすぐ拡張できなければ、そういう対応もできるのかなというふうなことを思って回っておりました。

そのときに、安全上もう一つ問題になるのは、歩道と並ぶ備えとして、横断歩道の設置でございますけれども、私の素人的な判断でございましたけれども、須恵の墓地からにしぶち医院ですね、あそこに中学生も小学生も通られるところがあって、どうもここに横断歩道が、口頭で言えませんが、あったように思いますし、それから、役場の防災センターの西側は、中学生が通っていても車が通ってきてますけれども、そこも横断歩道が要るんじゃないかなと、この2か所を思ったところでございます。

そして、あと回って気がついたところは、先ほど学校教育課長が言われましたけれども、教育の問題ですが、中学生になると、小学生より判断力、あるいは自分で決められたところを通らないで行くとか、そういうようなところがちょっとあるんですよ。それが結構散見されました。

もうあと一点は、議会で言うべきじゃないかも分かりませんが、本当にびっくりするような行動をされた方がおられました。そこら辺の、ただ単に、今課長がおっしゃったけれども、そういった教育は絶対必要やと思いますけれども、そこら辺、普段はなかなか学区内では分からない、そういったところはきちっと把握しとくべきじゃないかなというふうに思いました。

もう一つ、安全教育の中には、警察署とか先生方からいろいろお話をされますけれども、生徒に考えさせる安全教育というのをもっと充実させるべきじゃないかなというふうに思いました。例えば、我々事業者が言ってましたけれども、現場の人が中心ですけれども、KYT活動というのがあるんです。これは、危険予知訓練と言うんですけれども、機械を動かすときに、こういう動作をしたらどういう危険性があるんやということを絶えず、イラストを作って訓練するわけなんです。そういったものを安全教育の中に取り入れる、そして、自ら危険であることを感受して、自ら新しい問題解決能力を高める、こういうことも必要じゃないかなというふうに思いました。

私も、素人的にずっと回ったところでございましたけれども、先ほど来の再質

間でのお話を聞いていますと、PTAとか、よそから情報を得て、行政、あるいは学校が対策を取ってるんじゃないしに、それは十分必要なんですけども、またそれに加えて学校サイドから、あるいは行政サイドから物事を考えて展開していくという、こちらも非常に重要なと回りながら考えておりましたので、そこら辺の考え方は正しいのかどうか分かりませんが、いかがでしょうか。

○議長（小西久次） 町田教育総務課長。

○教育総務課長（町田啓司） 澤田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、危険箇所への対応ですけれども、議員御指摘のとおり、例えば道に色をつけて、構造を変えられなくても危険を運転者なり、子どもたちに視覚をもって認識させるような対応ですとか、できるようなことにつきましては速やかに対応していきたいというふうに考えておりますし、合同点検におきましては、県の土木ですとか、道路管理者の方ですとか、警察とか、そういった方にも参加していただいておりますので、現場も確認しながらそれぞれの立場でできることについて、何ができるかということを考えながら対応のほうを取っていきたく思いますので、御指摘のとおり、歩道とかの設置はすぐにはできなくても、可能なことは何かということを考えながら対応に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それから、横断歩道ですとかの御指摘いただいた部分につきましても、今年度も7月に入りましたら合同点検のほうをする予定にしておりますので、そういった中で点検しながら、どういう対応で横断歩道を造ることができるのかというようなこと等も含めまして、いろんな条件等もあろうかと思っておりますので、相談しながら進めてまいりたいというふうに思います。

一旦、この分につきましてはの回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 澤田議員の再質問にお答えいたします。

ただいま教育総務課長のほうから、総論的な部分で回答させていただきましたので、澤田議員のほうから町内を回っていただく中で細かいところをそれぞれ見ていただいたということで、ちょっと各論としてお答えさせていただきたいと思っております。

県道の春日竜王線、また、近江八幡竜王線につきましては、古い県道ということではなかなか歩道整備ができていなかったり、できていても細い歩道であったりとかいうのが現状でございます。この中で通学路という部分で優先的に歩道の拡

幅とか、また、拡幅がなかなか難しいという場合は、議員のほうからも御意見とか、アイデアといいますか、言っていただいておりますような形で対応のほうを、点検を踏まえて進めさせていただいているというところがございます。

春日竜王線のほうで岡屋地先の、特に名神高速道路のボックスのあたりですけれども、現在、幅が1メートルぐらいということで狭い状況となっております。こちらのほうにつきましても、なかなかその中を広げることができませんので、安全対策ということで現在、防護柵のほうを県のほうで検討していただいているというところがございます。また、山之上の東出地先の水口竜王線になるかと思えます、こちらのほうもグリーンベルトということでなかなか歩道ができない中で、何かできる対策はないかということで一定の境界、ぎりぎりいっぱいまで路肩を広げていただきましてグリーンベルトの設置を、これも合同点検に基づいて県のほうでしていただいたというようなところがございます。

それと、小口の集落内で1車線化ということで言っていただいております。これにつきましても、もともと2車線の道路ではあったんですけれども、センターラインをあえて消すということで、通行車両への速度抑制の効果があると言われておりますので、そういったところで県の道路管理者のほうで対応いただいているというところがございます。

また、先ほどおっしゃったハンプにつきましても、検討させていただいたことがあるんですけれども、実際の話としましては、なかなか農耕車といったものも通られるという中で、一般的に今ハンプを設置されているのが多いのは、団地の中とか、学校周辺とかあるんですけれども、農耕車両が通られるようなところではなかなか難しいのかなというところで、竜王町内では設置には至っていないというところがございます。

竜王町内の通学路の合同点検に基づきまして行っていたり、また、県なり、警察のほうで対応していただいているというところの一部分になりますけれども、御回答ということでさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 甲津教育委員会教育長。

**○教育委員会教育長（甲津和寿）** 澤田議員の再々質問に関わりまして、私のほうからも少しお話をさせていただきたいと思えます。

まずもって、議員のほうには町内を回っていただいて、子どもたちの安全な通学路という観点からいろいろと点検をいただいたと、子どもたちの交通安全に対して大変危機感を持っていただいているということで、改めてお礼を申し上げた

と思いますし、御指摘いただいていることを、またしっかりと受け止めさせて  
いただきたいとも思っております。

まず1点目、おっしゃるように中学生ともなりますと、自転車通学で、また通  
学だけに限らず自転車を使用しておりますが、中には横着な運転というのも確か  
にありまして、私も町内でもございますので、土曜日、日曜日の様子を見ていま  
すと、部活動の帰り等、随分と危険かなというような場面に出くわしたこともご  
ざいますので、学校とも連絡を取り合ったりしながら、その都度、注意をするよ  
うな形でしております。

そのような中で改めて思っておりますのは、交通安全指導・教育の中で、子ど  
もたちに定期的にやることと日常的に指導を重ねていくことが大事だということ  
もあると思います。その中で、子どもたちは、どちらかという知識的には分か  
っている、頭では分かっているというか、よく知っていることなんです、それ  
がしっかりと意識化されているかという、なかなかそこに行っていないところ  
もある、あるいは、自分は大丈夫みたいな思いがあるのかなというところで、ど  
うも危険な話をしたり、安全指導をしても、少し他人事になっていたり、  
自分事として捉えられていないところがあったりするのかなと思います。

そういった中で、知識と意識をしっかりと身につけること、意識化すること、  
そして、やっぱり常に自分事として捉えられるような指導を重ねていかないとい  
けないのかなということで、それに関しては定期的な交通安全指導というよりも、  
むしろ、日常的な指導の中で、例えば、昨日こんなことがあって、こんな場面  
を見たというような御指摘をいただいたことがあるよということで意識をさせる  
というようなことを重ねていくことと、先ほども御指摘いただきました、実感的に  
学ぶというか、トレーニング的に学ぶようなことも取り入れていくというような  
ことも含めて、年間を通じて交通安全指導、安全教育というのを、まさに私たち  
の大事な課題として、子どもの命を守るということからもしっかりと取り組んで  
いかなければならないというふうに改めて思っております。

最後に、様々な方の目線で御指摘をいただくということで、今もPTA、ある  
いは学校関係者だけでなく、地域の皆さんやというようなことをおっしゃって  
いただいておりますが、特に橋本から竜王中学へ橋本の信号を超えていく、あそ  
こなんかでは橋本集落内での並列走行が多いところ、あるいは横断歩道の渡り方  
等にも問題があったりすることもあるとあって、地域住民の皆さんからお声を頂いたり  
ということもありますので、都度、対応したり、この頃は部活動が終わっての下

校のときに、中学校の教員が橋本の信号前で立って下校指導を日常的にするというようなこともしております。

あわせて、中学校ではコミュニティスクールという学校運営協議会がございますが、その委員の皆さんも、地域の目線でということで安全指導をしていただいたり、また安全面での指摘をいただくというようなことも今年、竜王中学校のコミュニティスクールの中でも進めてもらっていると、そんな取組も始まりつつあるというところでございます。

いずれにしましても、子どもたちの安全安心のための通学路、また、日頃の子どもの安全教育について、今回御指摘いただいたことを踏まえて改めてしっかりと対応し、また、連携をしてまいりたいと思います。

以上、澤田議員の再々質問への、私のほうからの御回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○8番（澤田満夫）** 令和3年第2回定例会一般質問。8番、澤田満夫。

「滋賀竜王工業団地北側の保安林活用に係る検討の進捗について」。

私は、令和元年第4回定例会において、同工業団地の北側の保安林の活用を促す一般質問をしました。そのとき、多くの町民の方からの声や様々なデータを基に質問し、公益上の理由により必要が生じたときは、保安林の解除ができるという話もした。また、町の発展、あるいはイメージアップのため、竜王インターチェンジ周辺や竜王町総合運動公園近くに行けば広大な敷地に県内唯一の施設があるなど、インパクトを与えるような開発の取組をという意味の質問をいたしました。

その後、関係各位の努力の結果、滋賀県と土地開発公社との間で研究会を立ち上げ、令和3年2月に県有資産活用広場にエントリーできたと聞いています。また、現時点の具体的な利活用について、漠然とした案がアイデア段階であるようにも聞いている。

しかし、その情報が私の思いに沿ったレベルのものなのか疑問を感じており、現アイデアが上辺を取り繕う程度の計画では私の意図するところではありません。

最近、担当課に具体的な公共施設名の誘致を参考にアイデアを提案しましたが、町として深く掘り下げ、具体的な提案を自ら考え研究会に出したのか、また、研究会の議論での町の熱意に疑問を感じますが、そのことについてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

**○議長（小西久次）** 岩田商工観光課長。

**○商工観光課長（岩田宏之）** 澤田満夫議員の「滋賀竜王工業団地北側の保安林活用に係る検討の進捗について」の御質問にお答えいたします。

令和元年第4回定例会での一般質問を受け、竜王町が滋賀県及び滋賀県土地開発公社へ働きかけを行い、滋賀県総合企画部新駅問題・特定プロジェクト対策室主催で、これまで4回の滋賀竜王工業団地北側未利用地の利活用に係る研究会が開催されました。

まず、土地情報の整理を行い、面積14万7,865平米（14ヘクタール）、うち75%が保安林であることを確認し、保安林解除が必要な利活用案、保安林解除が不要な利活用案について議論してきました。保安林解除が必要な利活用案としましては、高等学校・高等専門学校・大学等公益施設の誘致などが挙げられ、一方、保安林解除が不要な利活用案としましては、ドラゴンハットを核とした環境教育フィールド、自転車やバイクのモトクロス場、ハイキングやトレイルランなどのコース、自然体験公園などアイデアが出されました。さらに、滋賀県庁県有資産活用ひろばヒアリング実施要領に基づきまして、24社のヒアリングパートナーへ呼びかけされ、民間企業から利活用の実現可能性、市場性の有無などについてヒアリングされました。その結果、保安林解除できるのであれば、工業団地などの産業用地としての活用が、保安林解除できないのであれば、保安林部分は散策路などとして活用し、その他の部分でキャンプ場など集客の見込める機能を整備し、複合的な機能を持たせた利活用が望ましいとのことでした。

研究会において今後は、短期的には保安林のままで利活用できる方法を検討し、中長期的には保安林を解除できる見通しのある公益施設や国家的な政策と合致する施設整備などの利活用を模索していくとされたところであります。引き続き、研究会において具現化に向けた取組となりますよう、滋賀県へ働きかけていく所存です。

以上、澤田議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 澤田議員。

**○8番（澤田満夫）** それでは、再質問で3つの質問をしたいと思います。

まず、保安林解除の取組を模索していくということでありましたけれども、これは、実質上どういうことなんでしょうか、今のところ具体的に動こうとしているのかどうか、そこら辺がちょっとその言葉の中では分からなかった。

それから、2番目は、前回は、町民の多くの皆さんの声やいろんなデータを基に質問したということでお話をさせていただきました。そのときの内容の一部で

ございますけれども、過去に滋賀県土地開発公社から、将来、遊歩道を造り散策できるような場所をと思っているという漠然とした話がありましたけれども、いかに該当残地に遊歩道を整備するとはいえ、このエリアが有効利用されるとは思えないと、竜王インターチェンジ、滋賀竜王工業団地、竜王町総合運動公園及び希望が丘文化公園に近接する地域であることを考えれば、さらに高度な有効利用を図るため、知恵を絞ることは至極当然のことであるということで訴えをさせていただいたところであります。併せて、保安林転用に係る解除の取扱要綱の制定についてもお話をさせていただきました。その中で、町としてこの質問に対して研究会で議論をされたということですが、町として独自のアイデアを研究会に提案したかどうか、これが2つ目の質問です。

それから、回答書の中に24社のヒアリングパートナーであります、この業者のレベルというのか、どのくらいの会社なのか。といいますのは、先ほど申しましたように、竜王工業団地が整備される時点では、遊歩道を造り、散策ができるというようなことを漠然と課が考えているよという話があったんですけれども、どうもその24社のレベルによってどのくらいのものを考えておられるのかというのを、私は判断したいなというふうに思っております。

この3点について御回答いただきたいと思っております。

**○議長（小西久次）** 岩田商工観光課長。

**○商工観光課長（岩田宏之）** 澤田満夫議員の再質問についてお答えさせていただきます。

1点目について、保安林解除ができる見通しのあるものを模索していくという熟度といいますか、模索というのはどういうことかというところなんです、特に今、これやという公益施設であったりとか、国家的な政策の施設整備が目の前に見えているわけではないので、具体的な案件について検討している段階ではないので、「模索」という言葉を使わせていただきました。

2点目の、まちとして独自にこの研究会に対してアイデアを出しているのかという話であります、4回の会議の中で、1回目、2回目につきましては土地の調査を行ったり、アイデア段階でしたので、町独自のアイデアも数件出したところでございます。

3点目の、24社のヒアリングパートナーのレベルということですが、県内外のコンサルであったりとか、企業様が24社エントリーされているというふうに県から聞いております。その24社のヒアリングパートナーから1社がお答えが



ありましたので、ヒアリングされたというふうに県からは確認しております。

以上、再質問への御回答といたします。

**○議長（小西久次）** 澤田議員。

**○8番（澤田満夫）** 大体今の取組の肌触りच्छゅうのか、大体感じ取れました。

再々質問でありますけれども、最後ということで、今、滋賀竜王工業団地7区画にほぼ目途がついたという段階でございます、この研究会は、そもそもこういった滋賀開発公社なり、県なりの中で構成されていると、併せて、今までの工業団地の分譲についても一緒にやられたということだと思いますけれども、今の7区画にほぼ目途が立ったという段階では、重点を研究会活動に移していくということで、一層のこの課題に力を傾重していただきたいなというふうに思っているわけでございますけれども、そこら辺の心意気というのを伺いたいと思います。

**○議長（小西久次）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** 澤田議員の再々質問にお答えしたいと思います。

まず、当初御質問いただいておりますように、令和元年第4回定例会の御質問を受け、そういった意向も踏まえて、場所は県の土地ですので、私のほうが早速に出向きまして、総合企画部なり、また土地開発公社のほうにそういった研究部門をテーマとして挙げてくれと、企業誘致だけやないと、保安林を生かす取組についてテーマを持って議論をしてほしいということを要請させていただきまして、その結果、研究会というようなことで動いているというところでございます。

保安林の解除というのは、大変厳しいものがございます。農地転用以上に厳しい岩盤規制が引かれているものでありますし、先ほどの中村議員の質問でもありましたように、木を切ることより木を残すということが大事な要素でございますので、大変厳しい状況でございますが、前回の質問も含めると、やはりこういったことについては国家的なプロジェクトとか、県の中でなくてはならない施設をここに持ってくるというようなものでないと、なかなか実際のところ目的が達成できないのかなと思っております。

今現在、事務レベルの中で3者、4者、県開発公社、また町、県の中でも総合計画部の特定プロジェクト推進室なり、企業誘致推進室がお話をしておりますが、さらにその議論を深めながら、もう少し上層部というか、また国家的なプロジェクトをどうして持ってくるかということも含めて、そういう部分がないとなかなか厳しいのではないかなと思っておりますので、しっかりとその部分につき

ましては、せっかくのよい立地でございますし、そして県の土地ですので、県が本気になって動くということにならないとなかなか進まないのではないかなと思いますので、この研究会だけに頼らず、また町としても、そういう意味でいろいろな方面から、議員皆さんのアイデアとか御支援というのにも必要になってくるのかなと思っております。

県内を取り巻くビッグプロジェクトというのは、1つは、工専問題とか、そういった課題も出てきておりますし、また、いわゆる工業地の集積区域でございますので、プロジェクトとどのようにリンクしていくのかということも大事な要素になってくると思いますので、そういう視点を持ちながら、県の土地ではございますが、竜王町の場所にあるところでございますので、県のところに精力的にそういった要請も含めてさせていただきたいと思っております。

ただ、時間がかかるというか、すごく高い壁やということだけは御理解をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、また、御助言等も賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（小西久次）** 次に、1番、森島芳男議員の発言を許します。

1番、森島芳男議員。

**○1番（森島芳男）** 令和3年第2回定例会一般質問。1番、森島芳男。

「公共施設等のマネジメントの取組について」。

平成29年3月の竜王町公共施設等総合管理計画に、「限られた財源の中で、どのように公共施設等を維持管理し続けられるか検討を行ってきました。施設の全体を把握した上で、保有量の見直しを行いました。各々の施設の方向性を決定していく必要があることから、直ちに保有量の縮減を行うことは困難であるため、短期的な目標として現状を考慮し、目標値を改定した10年間で、公共施設の延床面積の2%程度縮減(平成26年度比)」と記載されているが、現在の進捗状況について伺います。

**○議長（小西久次）** 間宮総務課長。

**○総務課長（間宮泰樹）** 森島芳男議員の「公共施設等のマネジメントの取組について」の御質問にお答えいたします。

公共施設等は、公共の福祉の増進のために行政サービスを提供する施設や日常生活を支える社会基盤であり、施設を適切に維持管理し、安全かつ有効に利用していただくことが重要であると認識しています。

しかし、高度経済成長期から多くの公共施設等が整備されてきましたが、公共

施設等の老朽化が進行し、今後、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えるため、この財源の確保等が全国的に課題となっております。また、少子高齢化の進行等により社会構造が大きく変化し、生産年齢人口の減少等による税収の減少、扶助費の増加等、厳しい財政状況が予想されます。このような中、中長期的かつ総合的な視点から公共施設等のマネジメントの取組を推進するため、平成29年3月には、竜王町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

御質問の公共施設の延床面積の縮減に係る現状についてでございますが、本町の公共施設の保有状況としましては、公共施設等総合管理計画の策定に取りかかりました平成26年度末時点において、延床面積が約6万920.83平方メートルでございました。計画策定後に除却に取り組んだ施設といたしましては、公民館別館、これは旧青年団事務所でございます、と景観保全施設がございます。この2つの施設の延床面積の合計は、265.5平方メートルとなります。

一方、令和2年度末までに、災害時の備蓄倉庫等としての北東部地区の防災拠点施設をはじめ、4つの防災拠点施設及び滋賀竜王工業団地内の管理棟の整備、並びに農林公園施設内の産地直売所の増築を行っており、これらの施設の延床面積の合計は、1,038.69平方メートルとなります。令和2年度末の公共施設の延床面積は6万1,694.02平方メートルで、増減率は約1.27%の増となっており、現時点において縮減目標は達成しておりません。

今後、公共施設等総合管理計画の計画期間内に除却を予定している施設は、旧老人憩の家、南部地区防災センター、公民館別館、医科診療所の4施設で、1,705.45平方メートルの延床面積が減少する予定ですが、令和3年度には、医科診療所の整備、農林公園施設の拡充等が予定されており、行政需要に基づく施設の整備が進められることにより、保有する施設は増加することが見込まれます。このため、公共施設等総合管理計画の見直しと、より一層の計画の推進を図る必要があると考えております。

また、今年度は、令和2年度で公共施設及びインフラ施設の個別施設計画の策定が完了したことを踏まえて、その内容を公共施設等総合管理計画に反映するため、同計画の改定を実施いたします。改定に当たりましては、国から示されている公共施設等総合管理計画の策定指針の改定等を踏まえ、現計画の見直しを行うところでございます。

当初の国の策定指針では、施設保有量等の縮減目標値を計画に盛り込むこととされておりましたが、国の指針の改定では、縮減目標値の記載は、必須記載事項

からは除外されております。

一方、長寿命化対策等を反映した場合の効果額を算出し、公共施設等総合管理計画の進捗や効果等を評価することが求められており、公共施設等の維持管理に係るトータルコストの削減・平準化に重点が置かれております。本町の計画におきましても、策定済みの個別施設計画等を踏まえ、効果額を算出し、将来にわたって持続可能な公共施設等のマネジメントが可能となるように取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本町の公共施設の老朽化の状況から、将来の財政負担の軽減を図るためにも保有量を削減する取組は、引き続き必要な公共施設マネジメントと認識してありますが、施設サービスを利用されている方々への利便性等への影響を考慮しつつ、長寿命化が可能な施設は長寿命化を施し、施設機能の集約化等の取組や民間活力の導入による運営形態の見直しに係る検討も行いながら、公共施設の適正管理に努めてまいります。

以上、森島議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 森島議員。

**○1番（森島芳男）** 当初の国の策定指針では、施設保有量の縮減目標値を計画に盛り込むことということで、一般質問でそのような数字のことを一生懸命考えてしてきたわけでありましてけれども、事細かく御回答いただいたので、数値目標とは違いますが、公共施設等マネジメント基本方針の中から運営の見直しということの質問をさせていただきたいと思っております。

「職員の専門知識の蓄積や公共施設等の保全・更新の業務に関する技術向上に努めるとともに、中長期的な視点に立った人材の確保や育成の取組について」と書かれております。現在、人材育成・確保についての実施状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

**○議長（小西久次）** 間宮総務課長。

**○総務課長（間宮泰樹）** 森島議員の再質問にお答えさせていただきます。

公共施設等マネジメントの基本方針の中で、運営の見直し、機能の効率化というところで、先ほど御質問いただきました職員の専門知識の蓄積、また、公共施設等の保全・更新の業務に関する技術力の向上と、あと、中長期的な視点に立った人材の確保・育成に努めるというふうに基本方針で定めておるところでございますが、こちらの実施方針といたしましては、技術職員の確保でありますとか、育成を行うとともに、限られた予算や人材で施設の安全性や利便性を維持

していくということのために、他団体との連携による技術職員の集約化、民間事業者との連携を検討するということといたしております。

今回、個別施設計画の策定に当たりまして、令和元年度から取り組んだところでございますけれども、その折には、各所管する施設の担当課の職員に研修をさせていただく中で、各々の所管の施設を、これから大規模改修だとか中規模の改修、また、小規模な修繕をしていくのか、それとも除却をしていくのか、潰して建て直していくのかということも含めて、現保有施設の状態というものを点検をさせていただくために実施をさせていただいたことがございます。公民館を中心に調査させていただいたというところで、例えば屋根でありますとか、外壁、内部、通信情報設備、空調、給排水、消火設備と、この管理状態がおおむね良好なのか、また、部分的に劣化をしているのか、広範囲に劣化しているのか、直ちに対応が必要であるのか、これを職員がしっかりと診断できるということを研修させていただく中で実施させていただいたというようなものでございます。それによりまして、各所管が抱える施設の点検をしていただいて、最終、個別施設計画に反映させたというところでございます。

本来ですと、建築系の技術を持った職員の方にしっかりと御指導をいただいているというのが本来のところでございますけれども、なかなか専門職の採用、雇用というのも難しいことではありますので、そういった中で職員の人材育成に努めてきたというようなところでございます。

以上、森島議員への再質問の御回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 森島議員。

**○1番（森島芳男）** 方針の4番に載っているんですけども、維持管理費の縮減、コストの縮減ということで、施設運営に当たっては、機能の効率化を図り、維持管理コストの縮減を図るとともに、省エネルギー化への取組を実施し、光熱水道費の縮減を図ると書かれております。また、長寿命化対策などを反映した場合の効率額を算出し、公共施設等総合管理計画の進捗や効果などを評価することが求められており、公共施設等の維持管理に係るトータルコスト削減、平準化に重点が置かれていると先ほど答弁されましたが、目的を達成するために民間の力を活用されるのか、また、各施設に対しての周知徹底はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

**○議長（小西久次）** 間宮総務課長。

**○総務課長（間宮泰樹）** 森島議員の再々質問にお答えさせていただきます。

マネジメントの基本方針の中で、先ほど質問でおっしゃっていただきました、機能の効率化を図って維持管理コストの縮減を図ると、また、省エネルギー化への取組を実施していった光熱水道費等の縮減を図るということで目標を定めているというところがございます。こちらにつきましては、2つのポイントがあるというふうに思っております。まずは、維持管理経費の縮減に関する実施方針ということで、長寿命化による更新費用の縮減が一つのポイントになろうかなというふうに思っております。それともう一つは、維持管理の最適化というところがございます。おっしゃっていただきました民間手法や経験ノウハウの活用、また、周辺自治体との広域連携の検討、そして、効率的で効果的な節減を図るという中で維持管理コストの縮減を図っていくというものでございます。

国の掲げる脱炭素社会、今、カーボンニュートラルも進めていると言われる中でございますけれども、総務課といたしましては、令和3年度の中でも、予算編成の中で全体的な事項ということで公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する方針に基づきまして、総量の最適化、また質の維持向上、機能の効率化及びコストの縮減の具現化をして進めていくということの方針を示しております。予算編成に当たりましては、全庁的に本方針に基づいて施設管理をされるように促しているというようなところでございます。

具体的には、照明器具の更新等に当たりましてLED化を図っていくということで、電気量を削減していくと。また今後、先ほど書面での回答をいたしました中でも、令和3年度に総合管理計画等の見直しを迎えるというところがございます。これにつきましては、庁内の重点プロジェクトのチームを立ち上げさせていただいております。そういった中で、施設に関する総務課、教育総務課、そして、ライフライン等でございますけれども、道路橋梁、上下水ということで、建設計画課、上下水、そしてまた未来創造課等、各所管からチームとして参加いただきます。見直しのポイントといたしましては、公共施設等の現況及び将来の見通しの見直し、公共施設等の管理に関する基本的な考え方、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の見直し、保有する資産の活用や処分に関する基本方針の決定、計画をもって見直しを進めていきたいというふうに、この点は思っております。

また、この見直しに当たっての委託業者につきましては、先日、プロポーザルを実施いたしまして業者の選定をさせていただいたというところがございます。そういった中で、この7月以降、この総合管理計画の見直しに向けて早期に着手

していきたいというところでございます。

何よりも、先ほどおっしゃっていただきましたトータルコストの縮減に向けては、相当大変な課題だというふうに思っていますので、縮減目標の数値がなくなったわけではございませんが、トータルコストの最終的な縮減に向けては、財政的にも取り組んでいかなければならない大きな課題というふうに感じておりますので、その点を中心に総合管理計画等の見直しをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、森島議員の再々質問への御回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午後2時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時30分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、尾川幸左衛門議員の発言を許します。

6番、尾川幸左衛門議員。

**○6番（尾川幸左衛門）** 私のほうから、2問質問させていただきます。

令和3年第2回定例会一般質問。6番、尾川幸左衛門。

「薬師小口間の歩道整備について」。

現在、薬師地区に住む小学生は、集落内道路、農道及び町道東西線を経て竜王小学校に通学している。令和2年、3年度で県道春日竜王線の沖から早溝までの区間、歩道拡幅の工事が進められている。残りの県道春日竜王線小口交差点付近まで歩道整備が進めば、こちら安全な通学路になると考えるが、今後の歩道整備の計画について伺います。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 尾川幸左衛門議員の「薬師小口間の歩道整備について」の御質問にお答えいたします。

薬師小口間の県道春日竜王線は、歩道幅員が約80センチメートルと狭小であり、このうち薬師地先の沖と早溝の間は、小学生の通学路として利用されていることから、地元自治会等におかれては長年、歩道拡幅について要望されてきました。

本町といたしましても、滋賀県公安委員会や道路管理者である滋賀県東近江土木事務所等と通学路の合同点検を再三行い、拡幅の必要性を訴え、要望を行って

まいりました。結果、県におきましては、平成30年度に現地測量に着手いただき、以後、詳細設計、用地測量、用地買収を経て、令和2年度から令和3年度にかけて、歩道拡幅工事を進めていただいているところであります。当該工事については、今年度の8月に完了予定と聞いております。

一方、地元自治会におかれては、現在の工事区間の北側について歩道がないことから、この一定区間を引き続き歩道整備することで効果が発現できるとして、要望をされているところであります。

本町といたしましても、課題はあると認識しておりますが、地域と足並みをそろえながら現在要望を行っているところであり、今後におきましても当該道路の安全を確保できるよう、県に対し働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上、尾川議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 尾川議員。

**○6番（尾川幸左衛門）** 私がこれを質問させていただいたのは、薬師集落の皆さんの願いということで、この前お聞きしまして、それで、私もいつも農道をスクールガードしていますが、農用車等もたまに来まして、歩道ができればいいなと思っておりましたので、こういう御質問をさせていただきました。引き続き、県のほうに要望をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○6番（尾川幸左衛門）** 2問目の質問に移らせていただきます。

「耐震計画について」。

東南海地震は、今後30年以内に80%の確率で発生すると言われております。竜王町では、竜王町建築物耐震改修促進計画を平成28年3月に策定されておりますが、進捗状況について次の点を伺います。

- 1、町が所有する建築物の耐震化の状況は。
- 2、住宅の耐震化の状況は。
- 3、今後、計画の見直しをどのように考えているのか。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 尾川幸左衛門議員の「耐震計画について」の御質問にお答えいたします。

本町では、平成20年2月に竜王町耐震改修促進計画を策定し、平成28年3月に改定を行いました。本計画は、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、



耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しております。計画の期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間となっております。また、滋賀県におかれましても同様の計画を策定されており、昨年度末に修正をされたところです。

さて、本計画の進捗状況であります。1点目の町が所有する建築物の耐震化の状況につきましては、平成27年度時点では、耐震化率80.8%でありました。その時点から現在までの間に除却したものや除却を予定しているものがありますので、それらを差引きしますと82.4%であります。

2点目の住宅の耐震化の状況につきましては、計画改定時点では59.4%でありました。この数値は、課税台帳を基に、構造や建築年から導いた推定値であります。また、改定時点における令和2年度の住宅耐震化率推計が63.7%であり、この5年間に耐震改修補助の実績がなかったことから、現時点の耐震化率については、推計値同等と想定しております。

3点目の計画の見直しについてですが、昨年度に滋賀県の耐震改修促進計画が修正されましたので、本町においても見直しのタイミングであると考えております。この中で、住宅の耐震化率の状況を明らかにしてまいりたいと考えております。また、計画更新後、既存建築物に対する耐震補強の進捗は、はかどっていないことから、まずは周知が重要であると考え、今年度は、広報りゅうおう6月号において紙面を大幅に拡大させていただいたところでございます。

既存建築物の耐震補強については、所有者の意識が重要になりますので、計画見直しにおいては、啓発方法の見直しも含め、今後予想される地震災害に対して、既存建築物の耐震診断とその結果に基づく耐震改修が促進できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、尾川議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 尾川議員。

**○6番（尾川幸左衛門）** まず、地震ですけれども、東南海が30年以内に80%の確率で発生すると、東南海が震度6～7で来たらどのようなことになるかと、そういうことを想定して耐震化は考えていくことが非常に重要だと、私は思います。

そこで、先ほど頂いた回答では、所有の建築物の耐震化は、平成28年は竜王町耐震改修促進計画の中に書いておりますのは80.8%で、現在は82.4%と、そして目標値としては、令和2年で95%、令和7年で96.5%と、全然

促進計画から進んでいないというのが現状だと思うんですけども、この進んでいない原因は何かを教えてくださいたいのと、そして、82.4%の町所有建築物、あと残りの建築物はどのようなものがあるのか、それを教えてくださいたい。

そして次、住宅の耐震化ですけれども、これは、平成28年が59.4%で、これも59.4%と同じだというような回答でしたが、耐震化の目標は、これは令和2年に90%、令和7年に95%と、このように非常に離れておりまして全然達成されていないと、もう達成されていないどころか、中間目標年度と離れている数字があるというようなことでございます。こういうことで耐震化改修促進計画を見直す必要があると思うんですけども、ここらを根本的に見直す必要があるとお考えなのかどうか、その3点を教えてくださいたいと思います。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 尾川幸左衛門議員の再質問にお答えいたします。

まず、町有の建築物についての耐震化率について、目標に達していない原因でございます。これにつきましては、昭和56年5月までに建てられているものが耐震改修の対象といたしますか、耐震の基準に満たしていないというような形になっております。主に学校関係のものが多いんですけども、学校の中でも主となる建築物については耐震改修のほうはできているんですけども、そのカウントの仕方としまして、数値の挙げ方が個々の建物の棟ごとになっております関係で、残っているものとしましては、例えば自転車車庫とか、渡り廊下とか、そういったものも教育棟と同等という、一つは一つというようなカウントの仕方になっております関係で、ちょっとなかなか数値が上がっていかないというようなところでございます。このあたりにつきましては、耐震化率の率の考え方といたしますか、そういったところも今の考え方でいいのかどうかも含めて、見直しに当たっては考えていきたいということで考えております。

それから、住宅のほうにつきましては、これも昭和56年以前の木造建築物が対象となっております、町のほうでは無料の耐震診断をさせていただいているところでございますけれども、実際、耐震診断を受けていただきますと、昭和56年以前のもので、結果としては良くない結果、ほぼ100%近くが倒壊の可能性があるというような結果となってございます。所有者さんのほうにお聞きしますと、実情としましては、今さらこの家にお金をかけてという感覚を持たれる方がほとんどでして、年数の経った家に対して投資をするということへの抵抗感といったものが主な要因になっているのかなというふうに思っております。

国のほうでもアンケート調査というのがありまして、そちらのほうで耐震改修をしない理由として挙げられておりますのが、費用負担が大きいからとか、あと、古い家にお金をかけたくないからといった意見が大部分を占めてございます。町のほうとしましては、掲げる目標は高くあるんですけれども、現実的なハードルというのも実際かなり高いというのは認識をしておりまして、まずは耐震診断をしっかり行っていただいて、多くの対象者の方に、自宅がどういう状態なのかという現状をしっかり把握していただいて、次に、それをどう耐震改修につなげていくかというのが課題であるかなというふうに考えております。

それから、耐震計画の見直しというところですが、本町のほうにおきましては、耐震計画の策定につきましては、国・県の交付金のほうを活用させていただいております。国の基本方針、それから、県の耐震改修促進計画というのが上位にありまして、そこと整合が取れる形で計画づけのほうを行わせていただいております。県のほうで昨年度末に修正が行われましたので、町のほうとしましても、見直しを行うに当たっては、県のほうと整合が取れる形でまずは行っていきたいということで考えております。県のほうにおきましては、令和3年3月での修正が行われておりますが、これは時点修正ということで、内容につきましては、耐震化を促進するための支援策の追加でありますとか、そのほか、細かいところでは数値等の修正ということで行われておりますので、そちらのほうとも整合が取れる形で行っていきたいということで考えております。

以上、尾川議員の再質問へのお答えといたします。

**○議長（小西久次）** 尾川議員。

**○6番（尾川幸左衛門）** 今の回答の中で、県の方向と、国と合わせていかなまずいというようなお話でしたけれども、実際、実現性のある目標を立てないと、私はまずいと思うんです。そこらはまた考えていただいて、今度の見直しを考えていただきたいと思うんですけれども、それ以上に、耐震計画とは何ぞやということを、やっぱりもう一度考える必要があると。これは、地震が起こったときに人の命を守ることが一番大事だと、この観点から物事を考えていかなければならないと、私は、これが一番重要だと思うんです。

それで、先ほど言われたように、耐震診断のお話ですが、私の家も10年ほど前に新築いたしましたときに地盤の調査もやりましたけれども、そのときに、うちの集落の地盤は非常に粘土層で、N値が4～5ぐらいの地層でございまして、どうにかベタ基礎で対応できたというようなことでございますので、ベタ

基礎ではない布基礎の家は、多分アウトになるだろうと思います。

そこで、大事なのは、地震のときにどういうことが起こらないようにしようかということなんですけれども、1つは、私も阪神大震災の跡地も、東日本の地震の跡地も、熊本の地震の跡地も、3か所見に行きましたけれども、やはり怖いのは、ここらで起こるのは火災です。火災を防ぐようにしなければ、まずいと。それは、やっぱり町が力を入れることだと思います。それと同時に、人の命を守る、住んでいるところの上から物が碎けてこない、こういうことが大事だと思うんです。それで、先ほど言われたように、今の古い家を直すのは非常にコストがかかります。そんなことをしてください、してくださいって言ったかて、なかなか個人の財産ですから、してもらえないと思います。

ですから、私が思うに、町は、居住しているところだけ防ぐとか、そういうような対策を提示する必要があると思うんです。例えば、寝室には、崩れてきたかっても、上から小さいものが落ちるけれども大きいものはもう崩れてこないというような、簡単に言うと、はりと柱を補強するとか、そういうような対策案を提示して、命を守るというようなことを考えなまずいと、そして、火災が起こらないように、地震が起こったら自動的に火が消えるという施設を造っていかないとまずいと、私はそう思うんです。

それを考えるのが、町は、竜王町の土質を、先ほど私がN値の粘性土とか言いましたけれども、下水道調査もほとんどしておられますから大体分かっておられると思います。その地層図を基に被害想定図を作ってやって、そして、先ほど課長が言われた、1981年からは新基準になっていますので大丈夫だと、1981年までの家を、これは固定資産とか見たら分かると思いますので、着色してやって、そして、自治会別に調査をしてやって、そして減らしていくと、そういうことをしてやるのが大事だと思うんです。それには手間がかかりますけれども、費用はそんなにかからないと思うんです。地震が明日起こるかも分からない、そういうときに人の命を守るという観点から、建物はもう駄目だと、それでいいと思うんですけれども、人の命を守ると、そういう行動に次は移っていただくのが大事だと思います。こういうことについてお考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 尾川幸左衛門議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目になるかと思いますが、地層のマップというようなことをおっしゃっていただいたかと思いますが。その中で、このN値がどれぐらい地域の地

盤の中にあるのかということでおっしゃっていただいておりますが、このN値と  
いいますのは地盤の支持力を表すもので、土の中に構造物等を設置するような工  
事の際に行う標準貫入試験で求めた数値を地図に載せたらどうかというような  
ことかと思えます。そういった部分につきましては、表示の仕方としまして、N  
値と言われるとなかなかなじみにくいのかなと思えますし、町のほうにおきまし  
ては、今現在も竜王町地震ハザードマップというのを出させてもらっておりまし  
て、ホームページにも掲載させていただいております。これにつきましては、琵琶  
湖西岸断層帯地震が発生した場合の地域の揺れやすさとか、危険度というところ  
で表示させていただいております。

あと、県のほうにつきましても、ウェブサイトのほうで地震リスクマップとい  
うのを掲載されておきまして、この特徴としましては、琵琶湖西岸断層帯地震の  
ような内陸直下型だけではなくて、先ほど議員のほうからも御指摘のありました、  
南海トラフ巨大地震のようなプレート境界タイプの地震についてもシミュレーシ  
ョンできるということで、地震ごとにどこがどういった震度があるのかというの  
を表示するようなものとなっております。

ただ、このマップにつきましては、その周知がなかなか行き届いていないとい  
うことは課題であるのかなというふうに認識しておりますので、自分が住んでい  
る地域がその地震に対して強いところなのか、弱いところなのか、どんなところ  
なのかという意識を持っていただくということがまずは重要になると思えますの  
で、そちらにつきましては、工夫もしながら周知啓発をさせていただきたいと考  
えてございます。

それから、命を守るためということで、住宅全てではなくて、どこか特定の部  
屋、寝室とか、そういったところだけでも補強するようなことができないかとい  
うことでございます。住宅の所有者さんによりましては、耐震補強はしたいけれ  
ども、なかなかそこまでお金はかけられないということで、せめて一部屋だけ  
でも安全なところがあればいいと、そういうようなことかと思えます。一部屋に耐  
震補強をするだけでは、家全体の耐震性能が上がるということではございませ  
んけれども、ただ、一部屋だけでも補強して、そこを、いわゆるシェルターにする  
方法というのは大変有効であると考えております。この一部屋をシェルターとし  
てしっかり耐震補強すれば、地震で家が損傷したとしても、その中にさえいれば  
建物の下敷きになってしまうということはありませんし、地震の揺れが収まって  
から外に出るということも可能になるかと思えます。これにつきましても現在、

町におきましては、耐震シェルターの設置ということで補助の制度を設けさせていただいております。ただ、これも一つ要件としましては、耐震診断を受けていただいて、一定の評定に満たない個人木造住宅が対象となっております。これにつきましては、広報りゅうおう6月号に掲載させていただいておりますけれども、引き続き啓発のほうは努めさせていただきたいと考えております。

それと、地震が起こったときの火災対策というところでございます。耐震改修の促進計画におきましては、県のほうの計画がどうなっているかということを確認させていただいていたんですけれども、その中で、基本は建物の構造というのを主としたものであるんですけれども、住宅の火災防止対策ということで一つありましたのが感電ブレーカー、感震ブレーカーともいいますけれども、そういったものの導入対策ということについて情報提供を行うということが県の計画修正見直しの中で掲載されてございます。感電ブレーカーといいますのは、地震が起こって一定以上の揺れを感知したときに、自動的に電気を止めて二次災害となる火災を防ぐということが目的のものでございます。東日本大震災の中でも、火災の原因の半分以上が電気によるものであったというようなことも言われておりますので、そうしたところも踏まえまして、町の計画の見直しに当たりましては、そのあたりもしっかりとうたっていきたいということで考えております。

以上、尾川議員の再々質問に対する御回答といたします。

**○議長（小西久次）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 今、尾川議員の御提言というか、提案をありがとうございます。いろんな課題が本当にある意味、山積みな状況の中ではありますけれども、もちろん河川の改修もそうでしょうし、今のように地震対策もそうだと思います。そういう意味では今、有意義な質問なり、対応策の提言をいただきましたので、何とかそれをベースに生かせる勉強、研究をするように努めさせていただきたいというふうに思います。

この種のいろんな提案、また、いろんな提言について、今後ともいろいろ御提言いただきますようお願いして、生かしていくという思いをお伝えだけしておきたいと思います。

以上です。

**○議長（小西久次）** 次に、5番、橘せつ子議員の発言を許します。

5番、橘せつ子議員。

**○5番（橘せつ子）** 令和3年第2回定例会一般質問。5番、橘せつ子。

今日は、4問の質問をさせていただきます。

まず、1問目です。「竜王町コンパクトシティ化構想について」。

竜王町コンパクトシティ化構想の交流・文教ゾーンの整備について、先の3月定例会で、今年度に竜王小学校の基本計画、また造成工事や道路・上水道の基本設計を策定する予定と伺っています。しかし、このスケジュールについて広報等でもまだ知らされていない状況であります。

そこで次の点についてお伺いします。

計画を進めるに当たり、いま一度各自治会への説明等、町民への丁寧な説明が必要と思いますが、町の考えをお伺いします。

2つ目に、交流・文教ゾーンの整備について、中期の財政計画はいつ策定される予定でしょうか。また、財政計画を示し、小学校のほかに学童保育所、認定こども園、給食センターの建設費用等について明らかにするべきであると思いますが、町の考えをお伺いします。

**○議長（小西久次）** 森中心核整備課長。

**○中心核整備課長（森 徳男）** 橘せつ子議員の「竜王町コンパクトシティ化構想について」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問ですが、交流・文教ゾーンの整備も含めたコンパクトシティ化構想については、これまで、平成28年度町内全32自治会のタウンミーティングにより、まちの課題を再認識し、まちづくりフォーラムにおいて中長期的な構想としてコンパクトシティ化構想を掲げたところであります。その後、町民ワーキング会議や懇話会で検討を重ねていただき、構想（案）を取りまとめ、町内5か所で開催しました全町民を参加対象としたまちづくり意見交換会の中で、町民皆様が期待されている将来のまちの姿を取りまとめ、御意見を反映して作り上げ磨き上げてきた計画であることから、総論的には、皆様に御理解、御賛同いただいているものと考えております。

昨年7月には、「竜王町コンパクトシティ化構想」を正式決定し、リーディングプロジェクトである交流・文教ゾーンの整備に着手したところであります。整備の着手に当たっては、まずは地元へ事業の御協力をお願いするため、計画について何度か御説明申し上げ、丁寧な対応に努めてまいりました。つきましては、事業を進めるに当たっては、御了解いただいたところであり、あわせて、対象となる土地所有者の皆様にも用地の御協力をお願いしたところであります。

交流・文教ゾーンの整備は、土地所有者皆様の大切な財産である土地の御協力

なしでは先に進めないことから、コロナ禍のため、一堂に会しての協議が難しい中、様々に御配慮いただきながら、交流・文教ゾーンの実現に向け、現在、土地所有者の御意向も含めて継続した検討をいただいているところであります。このような状況でございますので、具体的な整備計画図などを広くお示しする時期について検討しているところであります。

しかしながら、この期間においても、機会を見つけ、「竜王町コンパクトシティ化構想」中心核整備について、一人でも多くの方に御理解・御協力をいただくため、各団体の総会などの場をお借りし、町長が挨拶と併せて御説明させていただいているところであります。また、議員皆様におかれましても、議員活動を通じて、竜王町コンパクトシティ化構想について地元等でお知らせいただくなど、御協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げますところでございます。

交流・文教ゾーンの整備につきましては、次世代を担う子どもたちにふさわしい、学びの教育環境を提供するための必要な施設の整備であり、町の将来に関わる大きな事業として、町民の皆様に御理解いただくことが必要であると認識しているところであります。

今後、検討状況や進捗に合わせて適切な時期に町民の皆様へ情報させていただきたいと考えており、地元や土地所有者との調整が整いましたら、町広報紙やホームページを通じて、整備イメージや整備スケジュールなどを公表していく予定でございます。

御質問の、各自治会への説明につきましても、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、第六次竜王町総合計画の周知のタイミングとも合わせて検討してまいります。

次に、2点目の御質問ですが、本年第1回定例会の一般質問の回答の中で、概算ではございますが、全体費用の約25%を国県補助金で、その他は起債を活用し、一般財源を約10%に抑え、関係基金を充当してまいりたいとの考えをお示ししております。中期の財政計画は、いつ策定される予定かとのことですが、全体費用の試算に当たっては、標準的な土木設計費・築造費等を用いるほか、他市町の類似施設の事例等を参考として算出した額でありますので、今後、施設ごとの基本計画、基本設計を進めることにより、精査した上でお示しをさせていただきたいと考えております。精査の過程で、町民に対して将来過度な財政負担を強いることのないよう、町の財政状況を慎重に見通しつつ、財源においても可能な限り国・県等の助成制度の活用を図ってまいります。本事業が町民皆様の希望や



願いを反映し、人口減少に歯止めをかけ、町の活力を維持していくための具体的な効果を発揮する取組となるよう、最大限の努力をしてまいります。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○5番（橘せつ子）** 住民の方への説明を求める質問は、もう2回目だと思っておりますが、あれから1年半ほどになります。令和元年度の12月議会だったと記憶しています。今、竜王小学校の基本計画、また造成や上水道の基本設計など行われる予定で、それから地元との話合いも進んでいるところですが、周りの地域にはどのようになっているのか何も示されていません。説明をする必要があると考えているとお答えいただいておりますし、しかしながら、具体的にコロナの収束状況を見て、タイミングを見計らって検討していくというお答えで、このまま行くと、もう話が決まって実施の段取りが全て調ってから説明をするという予定になるのでしょうか。そうならば、周りの地域にはあまりに不誠実な対応に思えます。その時点では変更の余地もなく、町民の声を反映することも難しい状況ではないかと懸念されます。

先日、独自に行いました竜王町の青年対象のアンケートでも、回答者の半数の人が「この計画を全く知らなかった」、「計画を聞いていたが、内容は初めて知った」と回答されています。また、残り半数の人が「新築移転を知っている」と回答され、そのうち3分の1の人は「移転新築の賛成」、残りの3分の1の方は「現地建替え」を言われています。この結果からも、竜王町コンパクトシティ化構想の計画自体を知らない、内容も知らない人が多いと考えられます。説明もなく、このまま進んでいいのでしょうか。

この計画は、今後10年間の第六次竜王町総合計画の中心的な取組です。この計画で、交流・文教ゾーンの整備費用は、概算で約55億円と言われていますが、計画が進んで多くの事業費を支払っていくのは町民ですし、町民は知る権利があると思います。もし多額の起債を抱えることになったならば、今の若者たちの肩に重くのしかかることにもなるのです。また、このような大きな整備計画は町民の合意が大事だと思いますが、西田町長は、選挙で当選したので合意は得られたと言われていましたが、そう言い切れるものではないと思います。説明等できちんと意見を聞き、内容を集約し、合意がなされるという手法が大事なのではないかと思います。民意が反映された計画となるように意見を聞き、丁寧な説明と周知、そして合意が必要と考えますが、考えを伺います。

○議長（小西久次） 森中心核整備課長。

○中心核整備課長（森 徳男） 橘議員の再質問にお答えいたします。

まず、コンパクトシティ化構想につきましては、先ほど回答の中でも申し上げさせていただきましたように、平成28年度からいろいろな過程を経て積み上げてきた構想でございますので、一定御理解、御賛同いただいているものとして、こちらのほうは判断させていただいております。また、併せまして周知のほうにつきましても、今現在、竜王町コンパクトシティ化構想につきましてはホームページ等の掲載もさせていただいておりますし、また、様々なところでも御説明等もさせていただいているところでございます。

先ほど回答させていただきましたが、具体的に交流・文教ゾーンの整備スケジュール等につきましては、今、地元との調整でさせていただいておりますので、また調整がつかましたら、一定時期を見ながらも周知をさせていただきたいというふうに思っておりますので、全体の内容についての周知というのは、もう既にさせていただいているものと判断させていただいているところでございます。

また、地域のほうにつきましては、それも先ほど回答させていただきましたが、第六次総合計画を策定しましたので、それに合わせた中での周知も考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 橘議員。

○5番（橘せつ子） もう一つ質問させていただきます。

回答いただいた2問目ですけれども、中期の財政計画のことです。回答では、前回の第1回定例会の答えをまた言っていただいたんですけれども、その中で、全体費用の25%を国県補助金でということ言われているわけですが、先日、県でちょっと伺うことがあって聞いたことなんですけれども、コンパクトシティ化構想には補助金は出るのかということに対して、向こうのお答えは、それについては直接的には「ない」というふうに言われました。例えば、防災に関して、避難所等の整備などでは可能だというふうなことでしたので、ちょっと私のイメージとは全然違う感じでした。また、数年前に建築されました桐原小学校ですけれども、当時、総工事費は約40億円で、そのうち補助金は約4億円だったというふうに伺いました。そういうことを考えてみますと、今は状況もまた違いますし、特にコロナの影響も大きいものがあるのではないかと思いますので、補助金はすごく厳しいものになるように思われます。なので、この25%というふうに

概算されているところですが、その辺はかなり厳しくなって、その分起債が多くなるのではないかというふうな懸念をしています。

それから、今後、施設ごとの基本計画や基本設計を進めることによって、精査した上で示していくというふうなことを回答いただいています。そのような状況だと、まるで雲をつかむような話で、少なくともあと数年計画が進んでいくという感じになるのでしょうか。ちょっとあまりにも無責任な感じにも思えるんですけれども、その辺はお伺いしたいところです。

○議長（小西久次） 森中心核整備課長。

○中心核整備課長（森 徳男） 橋議員の再々質問についてお答えさせていただきます。私のほうからは、補助金の関係のほうで御説明させていただきます。

補助金の項目につきましては、橋議員が仰せのとおりでございます。コンパクトシティ化構想という補助事業としてメニューがあるということではございません。当然ながら建築に対して、道路に対して、造成に対して、公園に対して、そういうような様々な補助メニューがございますので、それをいかに今の交流・文教ゾーンのほうで補助メニューが取れるかというところを調整なり、県との協議をさせていただいているところでございます。

そうしたところで、当然ながら補助金をできるだけ活用させていただきたい、また、そのほかとしては起債も活用していく、それを活用することによって、その年度年度の一気に、一般財源ですけれども、その負担をいかに平準化できるかということを見せていただきたいというふうに思っておりますので、そうしたところを今後も引き続き、また国・県との情報も得ながら、そういうような活用もしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 市田総務主監。

○総務主監（市田重宏） 橋議員の再々質問にお答えいたします。

御質問は、小学校のほかに学童保育所、認定こども園等、他の施設について建築費用等を明らかにして計画も示すべきではないかとの御質問と理解しております。

答弁にもありましたけれども、やはりまだこれらの施設につきましては、額というか数値が出ておりません。ただ、概算を出したときの数値としまして、例えば標準的な経費ですとか、類似施設を参考にしたもので一定の額というのは考えられるというふうには考えております。したがって、そういったことも活用

しながら、一定の財政計画というのは立てていければなというふうには考えております。ただ、あくまでもこれは、基本計画をつくった上での額等ではありませんので、正確にお示しすることはできませんが、そういったことを踏まえて財政の計画等についてお示しできるようにしていきたいなというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○5番（橋せつ子）** 2問目に行きます。

「新型コロナウイルス感染症拡大に対する対策について」。

新型コロナウイルス感染症は、今もなお広がりを見せ、特に変異株が増えてきている状況です。竜王町でも感染者が増えており、ワクチン接種も少しずつ進んできていますが、町民はとても不安を感じながらの生活です。特に近隣の市町では、学校や施設においてクラスターが発生していると聞いています。竜王町でも起こり得ることなので、無症状感染者の保護、感染予防として社会的に検査が必要であると考えますが、そこで次の点についてお伺いします。

1、学校、保育・児童関連施設、障害者施設や介護施設等では、職員への定期的なPCR検査や抗原検査等が必要であると思いますが、町の考えをお伺いします。

2、施設でクラスターが発生したとき、保健所での検査対象とならない場合も検査を希望する者は受けることができるよう、町の支援が必要であると思いますが、町の考えをお伺いします。

**○議長（小西久次）** 中原健康推進課長。

**○健康推進課長（中原江理）** 橋せつ子議員の「新型コロナウイルス感染症拡大に対する対策について」の御質問にお答えいたします。

橋せつ子議員の1点目の、学校、保育・児童関連施設、障がい者施設や介護施設等で働く職員への定期的なPCR検査や抗原検査についての町の考え方は、の御質問ですが、新型コロナウイルスの唾液や鼻腔・鼻咽頭のぬぐい液によるPCR検査は、ウイルスを特徴づける遺伝子を検査するものであり、抗原検査は、ウイルスを特徴づけるたんぱく質を検査する検査となっています。検査の性質上、検体の中に含まれますウイルス量に結果が大きく影響され、偽陽性や偽陰性が生じることがあり、検査結果が陰性でも、検体採取日以降に感染することがあるという特徴があります。いずれの検査も感染後、数日経ってウイルス量が増えない

と適切な結果が導かれなことから、症状のない方への定期的な検査については効果が薄いと考えます。

また、国の、新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業では、市町村が検査実施体制を整備した上でPCR検査を実施することとなっています。町内で検査体制を整備することは難しく、定期的に検査を実施している市町は極めて少ないことから、現時点では、定期的な検査を実施する予定はありません。

また、2点目の、施設でクラスターが発生したとき、保健所の検査対象でない方への検査の実施についての御質問ですが、保健所では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、感染の可能性のある方を特定し、次の感染者が発生しないように感染者の行動歴等の積極的疫学調査を実施されます。どこから感染したか、誰かに感染させていないかということをはっきりさせるため、症状の出た時期、発症前から発症後に接触した人の接触状況を調査されます。身近な人が感染すると、自分は感染していないかと心配して相談を受けることがありますが、保健所が実施する濃厚接触者の決定については、専門的な基準で対象者の範囲を決定されていることから、適切な方にPCR検査が実施されていると考えています。

ワクチンが普及し始めた現段階では、ワクチン接種によって感染拡大を一定予防できると考えます。滋賀県でも、学校、保育・児童関連施設、障がい者施設や介護施設等で働く職員への優先接種を7月より計画されていますので、希望される方は接種いただきたいと思えます。

以上のことから、普段からの手洗い、人との密な交流を避け、マスクの着用など感染対策を一層実践いただくよう啓発をするとともに、新型コロナワクチンの接種者が増え、竜王町に感染者が出ても、他の人へ感染しにくく、免疫のない人も間接的に感染から守られる状態に竜王町全体が近づけられるよう、希望される方に速やかに接種を進めてまいりたいと考えます。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○5番（橘せつ子）** このところ、竜王町では急激に陽性者が増えてはいませんが、ワクチン接種が進んでいることや町民の方々の日々の感染予防のおかげと思えます。

しかし、全国的にも変異株が増えており、決して予断は許さない状況です。特に学校や施設関係では、いつクラスターが起こらないとも限りません。今の日本

での検査対応は、予防のためというより、感染確認の検査にとどまっているように思います。無症状感染者の保護が大事ですが、これができず感染を広げて、大きく広げているように見えます。

頂いた回答ですけれども、高齢者への検査助成事業もあるということを書いていただいていますけれども、なるべくPCR検査をするような形で国も動き出した一つかなというふうに私は評価しているんですけれども、ぜひとも町内でも検査体制を、難しいというふうに言われておりますけれども、実施する方向で検討していただきたいというふうに思っています。

予定はありませんと、すばっと切られているんですけれども、もし増えた場合は、とても困るのではないかなというふうに思いまして、少しでも早い対応ができる一つの手だてではないかというふうに考えています。それは、ぜひともまた検討していただきたいところです。

それから、コロナ感染者が出た場合のことですけれども、竜王の医療関係者の方の要望でもあります。つい一昨日も、近隣市の病院でクラスターがというふうなことを聞いておりますが、保健所が必要と認めた検査対象者は、比較的狭い範囲の方で、それ以外の方が申し出ても対象にはならないと聞いています。例えば同じ施設で、その担当から外れてただけで検査は受けられず、不安な気持ちで仕事をするようになるなど、こうした場合について施設が独自に検査対応をするということは、経営的にも難しいと考えられます。

PCR検査の必要な方というのは、保健所の決定の見られる範囲というのは、適切なPCR検査が実施されていると考えていますというふうにお答えいただいているんですけれども、ちょっとその辺は違うような感じを受けています。やっぱり感染予防を徹底して、住民の命を守るという視点を持っていただいて、町としての支援策を求めたいと思いますが、検討の余地はないのでしょうか。また、国や県にも支援を求めていただきたいと思いますので、考えを伺います。

**○議長（小西久次）** 中原健康推進課長。

**○健康推進課長（中原江理）** 橘せつ子議員の再質問にお答えいたします。

滋賀県と町では、この感染症対策につきましては責任の分担が異なっておりまして、滋賀県には検査機関があり、また検査を実施、検査体制を整備するという責任の下、事業を実施しておられます。一方、町では、検査機関を公的な責任の中で持っているということはない関係で、今後予定がありませんというお答えをさせていただいたわけですが、町が検査を実施する場合は、医療

機関のほうにお願いをし、医療機関から検査機関に検査を出していただくという方法しか検査体制ということはないのが実情でございます。

一方、国は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的な対処方針において、地域の感染状況に応じて高齢者施設や障がい者施設等に集中的に検査を実施することとされております。先日、県のほうでも集中的に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期における高齢者施設等従事者に対する一斉検査についてという、そういう体制を構築できたという通知がございました。保健所が判断した地域に対する集中的なクラスター発生を予防する施策であると伺っておりますけれども、こちらは県が責任を持って進められるものでありまして、今、議員に御心配いただいております無症状の方のクラスター発生でありましたり、そういったあたりも、県のほうも今後、取り組む予定と伺っておりますので、一定県から伺っておりますと、濃厚接触者で検査をお願いしたい方が検査を受けてくださらないというふうな事案もあるというふうに伺っておりますので、町のほうで協力できることをまた併せて実施する中で、町内でのクラスター発生も予防させていただきたいというふうに思っております。

以上、橘議員の再質問への回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○5番（橘せつ子）** 次の質問に移ります。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○5番（橘せつ子）** 「コロナ禍での女性支援対策として生理用品の無償提供を」。

新型コロナウイルス感染症の拡大により雇用状況が悪化し、生活困窮している女性が増えています。5月に独自に行った青年対象のアンケートでも、「生活が苦しくなった」との声が出されています。経済的な理由により、毎月の生活必需品である生理用品が購入できない状況が出てきているとも聞いています。特に生活が困窮し、生理用品の購入が困難な児童・生徒は、心配や不安で授業に集中できなかつたり、学校を休んだり、また不登校につながることも考えられます。経済的な理由で健康で衛生的な生活が保障されないことは問題だと考えます。

そこで、次の点についてお伺いします。

①町は女性の生活困窮についてどのように認識されているのでしょうか、お伺いします。

②町内の小・中学校や公共施設等の女子トイレに生理用品（無償提供）を常備するなどの対策が必要であると思いますが、町の考えを伺います。

③生活困窮している女性に保健センターや社会福祉協議会、福祉課等を窓口にして生理用品の無償提供をする等対策が必要と思いますが、町の考えを伺います。

○議長（小西久次） 西村福祉課長。

○福祉課長（西村忠晃） 橘せつ子議員の「コロナ禍での女性支援対策として生理用品の無償提供を」の御質問にお答えいたします。

本町におけるコロナ禍の生活困窮に係る相談支援の状況ですが、町地域包括支援センターでの総合相談対応のほか、直接的な支援として、竜王町社会福祉協議会で生活困窮・生活福祉資金貸付の相談受付が実施されています。その貸付状況を見ますと、令和2年度において62件の貸付けがされています。これは、例年の平均件数と比較しますと、およそ5倍の件数になり、コロナ禍の影響により経済的な支援が必要なケースが増加していると言えます。

その中で相談者が女性であるケースは5件であり、自営業での収益減少、勤務先の業績悪化による給与減少、契約社員で契約更新がされない等により収入がなくなる、加えて母子家庭、親との二人暮らし等の生活環境にあり、貸付けを申請せざるを得なくなったものが見られました。

御質問にある①の女性における生活困窮についての認識ですが、コロナ禍によって社会全体の経済活動が停滞することに加え、従前からある固定的性別役割分担意識に基づく社会の構造的な問題により、男女間の経済的・社会的格差が拡大していく可能性があり、生活困窮だけでなく女性活躍、男女共同参画といった視点での取組が必要であると考えています。

次に、②の学校、公共施設等における女子トイレでの生理用品の常備ですが、学校では常時、緊急の場合に備え保健室等で相談、提供等の対応に努めています。また、現在のところ女性、女兒を対象とした健康を損なうレベルの生活困窮等の相談はなく、公共施設等においては、生理用品を常備する等の対応はしていませんが、生活困窮だけでなく、母子相談、発達相談等での相談対応において連携し、生理用品の提供を含め、どのような支援が必要であるかを関係機関とともに対応できるよう努めているところです。

③の生活困窮している女性への生理用品を無償提供する等の対策ですが、生活困窮における相談支援を所管する福祉課だけでなく、各機関において相談しやすい対応、情報発信等を行い適切な支援に努めているところです。ただ、現在のコロナ禍においては、災害時と同様の非常事態ともいえ、災害備蓄を有効活用する等により、相談窓口へ来られた場合に直ちに生理用品を提供できるよう、その実



施方法を含め検討を進めたいと考えます。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○5番（橘せつ子）** 前向きな回答がいただけたと思っておりますが、この質問を出すに当たりまして、きっかけは、3月4日にNHKテレビがみんなの生理調査で、学生の5人に1人が生理用品の入手に苦勞していると報じたことから、私も偶然見てしまったんですけど、全国的にも対策を求める声が広がりました。政府は3月に、コロナ禍の女性支援策で女性用品という名目で補正予算を組んでいます。それにより対策を行った自治体も増えてきています。5月29日、この日は「世界月経衛生デー」と言うんだんですけど、それも初めて知ったんですが、内閣府が発表した調査では、生理用品配布に取り組んでいる自治体が39都道府県、255自治体と、これは5月19日時点での話で1か月ほど前になります。とても大きな動きが出ているかなと思います。それだけ困窮している人が多くなっているとも言えます。

竜王町でも、5月に独自に行った青年対象のアンケートで、協力いただいた方の半分以上が「生活が苦しくなった」、「仕事・バイトがなくなった、減った」、「給料・ボーナスが削られた」と答えられています。特に身につまされたのは、「お金がないので食費を削っている」、「借金をして生活を補っている」などの答えでした。このような状況から、竜王町でも生理の貧困は当然考えられることですし、国の制度に間に合わなくても、町の予算で取組をするべきかなと思います。また、この答えもお伺いしたいと思います。

それから、学校の保健室での配布のことですけれども、生徒や児童にとって、短い休み時間に何度ももらいに行ったりというのはとても抵抗があると思うんです。結構デリケートな部分だと思いますので、ぜひともトイレの個室等に設置していただくのが妥当ではないかと考えます。貧困対策だけではなくて、トイレットペーパーのように生理用品が置かれていることが当たり前だなどという状況が必要かなと思っています。生理用品は、ぜいたく品ではなく必需品という考え方で、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

またもう一つですけど、生理用品の無償提供は、窓口では配布に抵抗があるかもしれません。また、無理なく受け取れる方法も考慮していただきたいというふうをお願いしたいところですが、回答をお願いします。

**○議長（小西久次）** 西村福祉課長。

**○福祉課長（西村忠晃）** 橘せつ子議員の再質問の回答をいたします。

生理用品の無償提供でございますけれども、国の男女共同参画局におきましても、ただ単に提供するだけではなくて、またその提供する機会を生かして、その相談者の背景、それから置かれている状況というものに丁寧に向き合って対応するようなどを大事にしているという方針もございますので、そういったことも含めまして、どのような提供方法がいいのかも含めて適切に検討してまいりたいと思います。

また、学校等でのトイレでの常備に関しましても、当然生理用品というようなところでなかなかこれまでからタブー視するような経過もございましたし、そういったところも考慮いたしまして、学校の教育委員会の対応等も、連携しながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 山本学校教育課長。

**○学校教育課長（山本照代）** ただいまの橘議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

学校のトイレのほうは、どちらかといいますと、常に誰かがトイレを見ているというふうなことはできませんし、そこに置きっ放しにするということのほうは衛生的に心配になるところもあります。小学校や中学校におきましては、保健室は子どもたちがとても行きやすい場所になっております。常に何か心配事があれば、体調が悪いだけでなく、悩み事を抱える生徒や児童も、休み時間等に保健室に行っているいろんなお話をしているところです。また、中学校におきましては、尋ねましたところ、女性教員なら誰でも生理用品を出して子供たちに渡すことができるようになっておりますので、子どもたちは安心して、教員のほうに頼めばいつでもそれを渡してもらえる、また、今日一日のものを忘れたということであれば、毎回毎回取りに行かなくても、幾つかをまとめて渡すということもできますので、そのような対応をさせてもらっているところです。

以上、橘議員への回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 橘議員の今の御質問なんですが、実は我々のほうも、今回の質問についていかが対応しようかということ議論したところでもあります。もちろんできることはさせていただくということが我々の行政サービスとして大変重要なことだろうということであるんですが、特に女性の貧困と言われていす中

で、この問題は、県下でも草津市が最初に対応し、次、守山市、大津市というふうに報道されています。

竜王町の中に、もちろん今調査で確認いただいた御意見がたくさんある、そういうことも踏まえまして、竜王町はこのまちで子育てをしてもらいたい、女性をしっかりと支援していくまちであるということもやっぱり示していきたいということも含めて、今回の決断をしたところでもあります。

配り方は、学校の問題とかそれぞれの状況も考えながら、また、議員おっしゃっているように、受け取りやすいという方法も含めて、一つは災害時対応であるという一つの大きな方向性も踏まえて、そういう対応をさせていただこうというふうにいたしましたので、そのあたりは御理解をいただいて、よろしく取り運びをいただきたいなと思うところでございます。

以上です。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○5番（橘せつ子）** 前向きに検討していただけているので、とてもよかったなと思っております。また、こういうふうな状況の中で、本当に子どもたちが萎縮して不登校になることがないように切に願っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○5番（橘せつ子）** 「防災対策の指定避難場所のあり方について」。

令和3年3月に洪水浸水・土砂災害ハザードマップが見直しされ、改定保存版が配布されました。指定避難場所及び指定緊急避難場所については、町内各地区が竜王小学校、竜王西小学校、竜王中学校、道の駅アグリパーク竜王と4か所に区分されており、竜王町公民館と竜王町総合運動公園の2か所については、自主避難場所と大災害時に開所されています。

避難場所はなるべく分散型に、特にコロナ禍では、多くの地区が集まることは避けるようにすべきと考えます。竜王町公民館や大災害時に開所としている竜王町総合運動公園についても、各地区の区分に入れるべきではないかと考えますが、町の考えをお伺ひします。

**○議長（小西久次）** 富田生活安全課長。

**○生活安全課長（富田尚弘）** 橘せつ子議員の「防災対策の指定避難場所のあり方について」の御質問にお答えいたします。

本町の指定避難所（緊急指定避難所場所）は、御承知のとおり竜王小学校、竜王西小学校、竜王中学校、道の駅アグリパーク竜王の施設内のうち、農村環境改善センターを指定し、施設の規模を考慮し、32自治会の主避難所として割り振りをさせていただいております。

竜王町公民館につきましては、昨年度より、まずは避難情報を発令するまでに、町が開設する自主避難所として位置づけをいたしました。また、和室等がありますので、災害規模によっては、要配慮者の避難所としての活用も想定しているところ です。

竜王町総合運動公園につきましては、仮に指定避難所として自治会を割り振りすると、さくら団地・山中・岡屋・小口・松が丘が想定されますが、風水害時においては、祖父川の氾濫の恐れもある中、住民に祖父川沿いを移動していただくととなり、安全の面から指定避難所とすることは適切でないと考えます。また、滋賀竜王工業団地が隣接しており、大規模災害時には、帰宅困難者等も想定され、その受入れ施設の確保も必要であることから、指定避難所にした場合には、屋内施設のスペース確保が難しくなります。加えて、避難所だけでなく、救援物資の受入れ、仮設住宅の設置、災害廃棄物の仮置場、遺体安置所等としての敷地内を使用することを予定していることから、運営面においても支障を来すと考えております。

このことから、竜王町公民館、竜王町総合運動公園については、指定避難所とはせず、災害の状況に応じて活用する施設として位置づけられておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○5番（橘せつ子）** 御回答いただいたんですけども、例えば水害時ですけど、岡屋や小口の方は、竜王小学校という浸水被害が大きいほうへ避難するより、早めの避難で竜王町総合運動公園のほうに避難されたほうがいいのではないかなというふうに私たちはちょっと思うのと、それから、地震のときなど、例えば松が丘やさくら団地の方や山中は歩いて避難することを考えると、竜王小学校はとても遠いように思いますし、竜王町総合運動公園のほうが妥当ではないかなというふうに考えた次第です。

それから、竜王西小学校についても、多くの地域が集まる、ほとんどその竜王西小学校区の地域が全て入っているような感じにお見受けしたんですけど、もっ

と分散して避難できるようにするべきではないかなというふうに思います。基本的に竜王町を4区分した指定避難場所にはちょっと無理があるような感じがしているんですけども、その辺はいかがでしょう。地域別に自治会とも話し合って精査して、指定避難場所の増加や見直しとかいうのは必要かなと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小西久次） 富田生活安全課長。

○生活安全課長（富田尚弘） 橘議員の再質問にお答えいたします。

避難所の開設、いわゆる分散型ということで御提案をいただいたところでございますけれども、実際に災害が起きて避難所を開設、そして運営に当たっては、限られた職員の中で、救護班という形でそれぞれの施設のほうへ行かれております。また、限られた人数ですので、仮に御提案のとおり避難所を増設するということになるならば、従事する職員が分散するということにもつながっていきます。そうすることによって、また限られた人数がさらに減らされるような形になって、避難所の運営においても支障を来すと考えております。

このことから、避難所までの距離がある自治会もございますし、実際に密集するような形の避難所というところもありますけれども、今のところは竜王小学校、竜王西小学校、竜王中学校、道の駅アグリパーク竜王での指定避難所の開設・運営に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、橘議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 橘議員。

○5番（橘せつ子） 回答はごもっともだなというふうにも思うんですけども、実際、指定避難場所に避難するというのを考えると、もう一つその辺は見直していただく必要があるのではないかなというふうな思いを持っております。確かに、単に避難だけではなくて、そういう避難するに当たっての人員問題とか、物資の受入れ、仮設住宅の設置とか、そういうほかの部分での対応もすごく大事なことだと思うんですけども、総合的にやっぱり指定避難場所というのは、みんなの意識としても大きいものがありますので、その辺は考えていただいてもいいのかなというふうに思いまして、今日すぐに回答がいただけるとは思っておりませんが、ぜひ今後も考えていただきたいと思うところです。

それでは、これで終わりたいと思います。

○議長（小西久次） 次に、11番、岡山富男議員の発言を許します。

11番、岡山富男議員。

○11番（岡山富男） 令和3年第2回定例会一般質問。11番、岡山富男。

「新たな定住のための住まい補助金について」、質問させていただきます。

今年度においても、若者定住促進事業の1つとして、若者定住促進を目的とした新築・リフォーム等に係る補助金の予算化がされている。現在、補助金交付要綱では、補助対象者が40歳未満と年齢制限があり、例えば40歳以上の方が空き家を買ひ、リフォームをしても、補助金の対象にはならない。一人でも多くの方が竜王町に住みたいと言われているように、年齢制限を撤廃してはどうかと考えるが、町の考えを問います。

○議長（小西久次） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 岡山富男議員の「新たな定住のための住まい補助金について」の御質問にお答えいたします。

若者定住のための住まい補助金は、若者・婚姻・子育て世代にターゲットを絞り、家賃を含めた「住まい」を切り口にして、転出防止・転入促進を図るため、以前の新築リフォーム補助金を変更した制度であります。また、町外事業者の施工も補助対象とする一方で、限度額積上げ制を導入することで、多くの方に制度を活用していただきつつ、町内事業者利用を誘導しております。結果、制度改正前の平成30年度の補助の件数は6件でありましたが、制度改正後の令和元年度には36件、令和2年度には53件と多くの方に御利用いただいております。

御質問にもありますとおり、一人でも多くの方に竜王町にお住まいいただきたいと考えておりますが、財源が限られておりますので、ターゲットを絞ることにより効果を高めていきたいと考えております。

ただし、年齢制限につきましては、原則40歳以上の方は対象になりませんが、40歳以上の方全てが対象にならないのではなく、40歳以上であっても、18歳以下の子どもを子育て中の方や婚姻された方は、補助の対象としております。一定の要件において年齢制限を設けない制度としておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、岡山議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 岡山議員。

○11番（岡山富男） ちょうど私が言うております、40歳以上というところなんですけど、ここがちょうど補助金の制度に当てはまらないというところなんですよね。といいますのは、何かの形で子どもが18歳以下とか、そういうなんが

当てはまるでしょという感じを書いておられると思うんですけども、40歳以上の方、御夫婦で竜王町に来られるというときには、これは当てはまらないんですよ。といいますのは、今後、これから竜王町のほうは、滋賀竜王町工業団地のほうにも全ての土地に企業が進出される、また、山面工業団地のほうも全ての土地のところに企業が進出されるというところで、そのときに竜王町に夫婦で住みたいとって来られたときに、これが当てはまらないということと、中古物件を購入されて、その後リフォームされたときに当てはまらないという感じになるんですよ。

やはりそういうところら辺も、竜王町としては、来ていただいたらそういうなんも補助を考えてますよということによって、やはり竜王町に住みたいという形になると思うんです。そういうなんをもうちょっと考慮していくべきじゃないのかなということ、まずはそこを質問したいと思います。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 岡山富男議員の再質問にお答えいたします。

一定年齢、40歳以上の御夫婦ということで、本町に住みたいと思っていただくということは、本当にありがたいことであると思っております。

今、説明のほうをさせていただきましたのは、一つ、補助制度ということになりますと、やはり財源も無限ではございませんので、どうしても一定の要件づけというのは必要になってございます。これは本町に限ったことではなくて、どこの市町のほうも同様でございまして、よく似た補助金制度というのはあるんですけども、どこの市町も一定の要件づけというのをされておまして、それはそれぞれの自治体によって異なっているというような状況であります。

例えばですけども、リフォームは対象であるけれども、新築は対象としませんよという、結構多いんですけども、こういったパターンでありますとか、あと、町内や市内の業者に頼む場合は対象とさせていただけるけれども、それ以外の場合は対象とできませんという、これも結構多いです。こういったところで線引きをされている、また、年齢に制限を設けている場合には、若者というところで、これも決まったものではないかも分かりませんが、40歳というところで線を引かれているというの、ほかのところを見ても多いかと、また、国のほうでも現在、個人住宅のポイント制度をされていますけれども、その若者世帯を40歳未満とされているというところもございます。要するに、自治体ごとに課題とするテーマがそれぞれ異なっているのかなと思うんですけども

も、例えば、この補助制度の柱に据えるのが定住促進ということなのか、空き家対策ということがメインなのか、地域経済の活性化というあたりをメインとするのか、そのあたりで補助の要件づけというのが変わってきているのかなというふうに思っております。

本町の場合につきましては、定住促進というところで、特に第六次総合計画のほうでもうたっておりますとおり、「若者」を主に柱に据えまして、リフォームだけではなくて新築も対象、家賃補助も対象とさせていただいております、また、町内業者だけでなく町外業者のほうも対象として、「若者」というところに対して幅広く拾えるように制度化をさせていただいて、未来に向けて末広がりにしていきたいというところで主眼とさせていただいている制度でございます。

ただし、現在のこの制度を未来永劫変えることなく進めていくのがよいのかという部分につきましては、必ずしもそうとは限りませんし、やはり町としましては、課題とかニーズというものがどういったところにあるのか、それから、どういった切り口で柱に据えていくのが本当に効果的なのかという、そのあたりにつきましては、アンテナも張りながら、今後に向けてより良い制度となっていけるように、柔軟性も持ちながら検討はしていきたいと考えてございます。

以上、岡山議員の再質問に対するお答えといたします。

**○議長（小西久次）** 岡山議員。

**○11番（岡山富男）** 特に町も幅広くしていただいていると思うんですけども、やっぱりこの40歳というところがちょっとネックになっているというのがあります。どうしてもそのところら辺も考えてもらわないと、県内とか、近隣市町等が入っていないからということも考えられますが、やっぱりそこで竜王町はどうするんやというのが必要になってきます。若者定住というのは私も賛成ですけども、それだけじゃなくて、それ以外のところでということを見ると、竜王町は今、企業が進出されるというところを考えれば、その年代も来られるということもありますので、やっぱりそういうところら辺をもっと考えていただきたいなと思います。

また、リフォーム、新築等もされるときに、まだまだ浸透していないと、町内の方とか、あと寮生の方々、私がちょっと聞かせてもらっていると、浸透していないというのが大方かなと。やはり今、4月に町広報で、今年度もありますよと言うだけでとどまっている、また、ホームページでとどまっているだけじゃなくて、竜王町に入居されるということで住民課に来られた方に、そのときにリフォ



ームとかありますかと別に聞かなくても、ペーパー1枚置いておけば、リフォームしようと思っている方はそれを見て、これ持って帰っていいですか、こういうなんも対象になるんですかということまでできると思うんです。町としては、そういうところまで考えて促進してもらわないとあかんかなと思いますので、いろんな試行をしながらやっていただいたらいいかなと思うんですけれども、その点、いろんな考え方というのでお聞きしたいなと思います。

○議長（小西久次） 井口産業建設主監。

○井口産業建設主監（井口清幸） 岡山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほども再質問の中で市岡課長が細かく説明させていただいて、決して今の御質問の内容について否定するものではございません。状況に応じて、竜王町に住んでいただくために補助金といいますか、そういうものを大いに活用していただけるように、必要なものについてはまた今後、見直しを図ってまいりたいと思いますし、工業団地もこれからますます事業主さんが増えますので、そういう条件を把握しながら、適切な補助金運営になりますように見直しを図ってまいりたいと思います。

以上、岡山議員の再々質問の回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後4時14分